

アジア・太平洋研究センター主催ワークショップ

日 時：2009年6月27日（土）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：近現代中国の立憲主義をめぐる政治・社会・思想情勢

今日の中国において、立憲主義が盛んに議論されている。このことは、多くの読者にとって意外な事実なのではないだろうか。なぜなら、1949年に成立した社会主義国家・中国（中華人民共和国）は、共産党が国家を一元的に掌握する政治体制を敷いているため、国家権力の濫用を制限して国民の権利と自由を保障する立憲主義とは決して馴染むものではない、とイメージされているからである。

では、なぜ現代中国は立憲主義に注目しつつあるのだろうか。そして、ここで議論されている立憲主義はどのような特質をもっているのだろうか。

残念ながら、それらに即座に答えることは現段階ではできない。しかし、中国において近代的国民国家建設が清朝の末期から目指されて以来、立憲主義をめぐる諸情勢は確かに近現代中国に蠢いていた。それならば、それらの歴史に再び光を当て、社会主義の視角からだけでは決して捉えることのできない現代中国を、中国の外部である日本から考え直してみても良いのではないか。そうして、現代中国に対するイメージをより豊かなものへと変化させていっても良いのではないか。

今回の試みは、初歩的ということもあり、ひとまず学術的な手続きをとらざるを得なくなった。しかし、今回のワークショップを通じて、固定化されている現代中国像の一端が掘り崩されるのであれば、望外の喜びである。

以下では、下記のプログラムに沿って、当日の報告およびディスカッションの内容を採録しておく。

<プログラム>

趣旨説明 中村元哉（南山大学外国語学部アジア学科）

第一セッション「中央政治と地方社会」

報 告 者：山本真（筑波大学）「民国時代の河南南陽という“場”から読み解く
地方自治と社会——土匪・民団・ローカルエリートに着目して」

姜珍亜（韓国・慶北大学）「財政における中央・地方関係——広東省の事例」

加茂具樹（慶応義塾大学）「現代中国地方政治における「民意」の集約——地級市人民代表大会と政治協商会議に注目して」

第二セッション「党と立憲主義・立憲政治」

報告者：中村元哉（南山大学）「中華民国憲法制定史——自由と司法をめぐつて」

石塚迅（山梨大学）「現代中国における言論の自由とその制度的保障」
第三セッション「リベラリズムとナショナリズム」

報告者：水羽信男（広島大学）「リベラリズムはナショナリズムを統御できるか——「戦国策」派の言論活動を素材として」

砂山幸雄（愛知大学）「当代中国知識人の言説のなかのナショナリズムとリベラリズム」（当日は中村元哉「中国近代史研究と現代中国——近代史認識と自由論」に変更）

総括討論 久保亨（信州大学）

<付記>

今回のワークショップを開催するにあたって、三菱財団研究助成「近現代中国の立憲主義の受容と変容」（代表・中村元哉）からも支援をうけた。

趣旨説明

中村元哉
南山大学

2009年6月27日に開催した国際ワークショップ「近現代中国の立憲主義をめぐる政治・社会・思想情勢」の狙いは、主として三つあった。

一つ目は、伝統中国の特殊性だけでは語り尽くせない近現代中国を、世界に普遍的なテーマに即しながら再考することで、日本の近現代中国研究を「外部」に向けて発信するための基盤を強化することにあった¹。ここでいう外部とは、中国や台湾、香港といった中国語圏や中国研究の盛んな欧米の学界だけを指しているのではない。日本の国内と国外とを問わず、地域研究の枠組みを超えて、近現代中国研究の場から学際的な対話を果敢にも（無謀にも？）試みようとする意図をもった外部である。「立憲主義」²という誰にでも共有——ここには非「立憲主義」的な地域性を考察対象とする研究も含む——され得るテーマを設定した私たちは、ここでは少なくとも、歴史学・政治学・法学・社会学・文化人類学との学際的な対話を追求することになる。そうした上で、世界とも共時性を有していた現代中国において、その普遍性を解き明かし、しかしながら、その普遍性からは零れ落ちてしまう特殊性をも同時に発見できたとすれば、それらの成果は外部にも広く受け入れられることだろう。

二つ目は、近現代中国の立憲主義の歩みを中国近現代史研究者と現代中国研究者との共同作業によって解明していくための新たな研究地盤を創り出すことにあった³。立憲主義という歩みが、清朝末期の立憲改革から民国期の憲政実施を経て今日の立憲政治研究のブームに至るまで、近現代中国を貫く一つの主旋律であることから、こうした目標設定は当然のことといえば当然である。しかし、中国研究者以外の方々には是非理解していただきたいのだが、1949年の「中国革命」を縦横無尽に行き来することは、中国近現代を研究対象とする私たちにとって、いまだに自由なことではない。もちろん、私たちは、革命の歴史を排除するわけでも、また社会主義（革命）か立憲主義（憲政）かという対立軸を打ち立てたいわけでもない。しかし、現代中国における政治と学術（人民共和国史研究）の癒着した関係を理由にして、また外国人である私たちの現代史史料へのアクセスの困難さを理由にして、ここで立ち止まっているわけにはいかない。「東」「西」を橋渡ししてきた近現代日本の豊かな学術的遺産を継承しながら、何らかの普遍的な研究視角を設定することで、日本の中国近現代研究の新たな展開を模索する必要がある。そのためのキーワードの一つが、私たちの場合は、立憲主義なのである。

しかしながら、立憲主義という新たな地平から近現代中国を眺め直すという発想自体が、そもそも私たちの「錯覚」に過ぎない可能性もある。もしそうならば、なぜ

「錯覚」に過ぎないのかを問い直すことも必要となってくるだろう。つまり、近現代中国において立憲主義を「めぐる」政治・社会・思想情勢がかくも多層的に確認できるにもかかわらず、なぜ立憲主義という研究視角が成立し得ないのかを問い直す、ということである。そうした結果として、中国文化やその社会構造に根差した近現代中国の特殊性が逆照射されるのであれば、普遍性のフィルターを潜り抜けた上での特殊性であることから、やはり外部にも共有されうる貴重な成果となるだろう。さらには、立憲主義という定義そのものを再考する際の何かしらのヒントになるのかもしれない。これが三つ目の狙いであった。

以上のような三つの狙いをもった今回のワークショップは、本誌1～2頁のようなプログラムで構成された。第一段の試みということもあり、高度に専門化された議論が一部には展開されたが、より開かれたものへと飛翔していくきっかけにもなった。数年後には、共同研究の成果を問うことにしたい。

【注】

- ¹ 飯島渉・田中比呂志『21世紀の中国近現代史研究を求めて』（研文出版、2006年）、礪波護・岸本美緒・杉山正明編『中国歴史研究入門』（名古屋大学出版会、2006年）、飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史（全4巻）』（東京大学出版会、2009年）などにみられる新たな試みを実践しようとするものでもある。
- ² 石塚の報告要旨（後掲）にしたがって、「国家権力の濫用を制約し国民の権利・自由を保障する思想あるいは仕組み」と定義しておく。
- ³ こうした試みは、岩波書店より現在刊行中の『叢書——中国の問題群（全12巻）』でおこなわれている。

第一セッション「中央政治と地方社会」

第1報告

「民国時期の河南南陽という“場”から読み解く地方自治と社会——土匪・民団・ローカルエリートに着目して」

山本真
筑波大学

社会が様々な危機に直面した民国前期、中央政府による地方統治能力が退縮する一方で、地方においては自治運動や所謂「郷村建設運動」と呼ばれる農村復興運動が展開された。しかし、自治運動についての考察は大きな成果を上げながらも江南や浙江など一部沿海先進地区に集中してきた。また郷村建設運動についても、上から或いは外部からの取り組みに研究が偏重する傾向にあった。しかし民国時期という危機に直

面した変革期にあつての中国社会の様態を理解するためには、一部沿海先進地区だけでなく、人口の多くが生活の場とした内陸農村部をも視野に入れなければならないだろう。さらに人口の大半を占める民衆（もしくは民衆に近い位置にいた在地指導者層）が、自らが直面した危機にいかに対処し、生き延びていったのかを明らかにするためには、彼らが生きた「場」としての地域社会に着目して、密度の濃い考察を行うことが不可欠となろう。

以上の問題意識に基づき、本報告では治安の悪化や社会秩序の混乱が特に深刻であった河南省南西部（宛西）において、土着指導層が自衛を中心に展開した「宛西自治」に着目する。なぜならば、報告者は、民国期の広範な農村社会を読み解くキーワードの一つが治安の悪化（暴力の蔓延）と社会の軍事化と考えるからである。なお、地域社会を舞台とした自治や郷村建設は、当該地域固有の地理的環境、社会・経済・文化構造、そして歴史的條件に大きく左右されたはずである。それゆえ、本報告では自治運動の背景にあつた上記諸構造・条件の分析を重視したい。また自治運動の進展にともない出現した地元指導者による「地域的統治権力」と国民党政府との間に発生した軋轢を、主に「地域的統治権力」の側から考察することも、本報告の重要な課題となる。

ところで、本報告で検討する「宛西自治」は、河南省南西部の南陽地区（古名を宛という）に属する鎮平県、内郷県において主に1930年代に展開された地方自治、郷村建設のことである。民国時期、軍閥混戦による治安の悪化（土匪、兵匪による）、重税（兵差）、自然災害、水運の衰退などを背景として、河南南西部（宛西）では、社会の危機が深刻化した。治安の悪化に対しては、当初人々は数村ごとに建設した「寨」（砦）を頼りに、生命と財産を維持したが、匪賊が巨大化するにともない、防衛上より広域での連帯が必要とされた。こうした地域の人々の生き残り戦略が、自衛を中心とする県レベルでの地域的統治権力の樹立とそれによる自治に帰結したと思われる。その過程においては、在村地主出身で民団の武力を背景とした別廷芳が、軍閥勢力の代理人と化した県城の旧エリートを排除し台頭した。

民団指導者としての別廷芳は、血縁的紐帯、地縁的紐帯、そして個人のリーダーシップを資源として、人々をまとめ上げた。しかし県級統治権力を掌握した後は、彭禹廷による地方主義＝「三自主義理論」や、宛西郷村師範の教員（左派人士を含む文人のブレン）の意見を取り入れつつ、県レベルでの政治共同体の形成を試みたのである。その方法は、民団と保甲による民衆の組織化・動員、保護主義的経済建設、そして郷土教育を通じた地域意識の育成であった。

ところで、別廷芳の統治は、重い税負担や労働力の提供を民衆に強制しただけでなく、保甲による管理と民団への組織化により社会の兵営化を図る過酷なものでもあった。しかし、少なくとも土匪や自然災害から、人々の生命と財産を守る役割を果たし

たことは間違いない。その意味において、別廷芳の権力は危機に直面した地域社会の保護者としての正当性を有したものと思われる。

しかし、1930年代以降、国家統合を目指す国民党政府が、地域社会への介入を試みるなか、別廷芳の地域的統治権力と、地方統治の一元化を目指す国民党省政府との摩擦は深刻化していった。別廷芳は、当時の全国的潮流であった郷村建設運動への連携や反共を掲げることで、対外的にその正当性をアピールしたが、劉峙は地域的統治権力を私人集団による割拠とみなし、圧力をかけ続けた。それでも日中戦争初期までは、別廷芳による地域的統治権力は維持された。

日中戦争時期、宛西の民団は正規軍に協力し郷土に侵入する日本軍と抗戦し、国民政府もこれを賞賛した。しかし、河南が抗戦の最前線となったこともあり、第一戦区総司令衛立煌や31集団軍総司令湯恩伯は別廷芳の地域的統治権力に対する圧力を強め、1940年に別廷芳を憤死に追い込んだ。別という保護者を失った段階で左派人士に対する圧迫が始まり、文人ブレン集団も四散した。このように戦時下での地域統合を強化する国家権力（第一戦区司令部）による強い圧力のもと、地域的統治権力による自治は瓦解したのである。

第2報告

「財政における中央・地方関係——広東省の事例」

姜珍亞
韓国・慶北大学

立憲主義というのは近代の所産である。その意味で今回の討論会は、広い意味で、中国を法制化した社会へと変貌しようとする、一世紀あまりの近代化努力——財政立憲主義——への評価ともかかわってくる。財政は国家と社会の運営に重要な分野であり、やはりそのような近代化あるいは西洋化の努力は清末から続けられていた。それにもかかわらず、その志向性は一貫していたものの、蓄積された成果はそれほど大きくなく、むしろその挑戦と失敗が繰り返されてきた感がある。財政は、国家が社会を、中央が地方を掌握し、国家の統合を保つ上で必要な柱である。その意味で、財政の法制化や予測できる運営は、どの政権にとっても重要であった。ここでは、20世紀中国の財政の法制化を「中央・地方問題」として論じることにした。

伝統的に中国の財政は、国家財政と地方財政をはっきりと区分できない。理念上、省の財政収入と支出は中央により厳しく管理され、省の経費を除いた税収は春と秋に中央政府に送金されることになっていた。しかし、中国のような巨大な国で地方の財政項目を一つ一つ指示することは、事実上不可能である。収入と支出は形骸化され、

中央政府に対する送金額（「解餉」）、財政的に困窮している隣接の省への支援額（「協餉」）、中央政府からの補助金、財政的に豊かな隣接の省からの支援額が、各省の経済力に基づいて定められており、これらを除いた各省の手元に残る財政収入は、反乱や災害のような非常時を例外とすれば、慣習化された支出項目に割り当てられていた。この「原額主義」の慣習によって、事実上、地方には相当な自律性が付与されていた¹。

このような地方の自律性は、太平天国運動を契機として、中央政府が地方の軍隊に厘金の徴収権を与え、その地方勢力が軍閥に発展したことにより、大いに拡大された。その結果、北京政府時期から南京政府時期に至るまで、中央政府が地方政府の省財政を掌握できる力は微々たるものであった。このような状況は、国家財政と地方財政を効果的に区分し、相互に関連した近代財政を制度的に確立していくことを阻害した²。辛亥革命の直後、袁世凱は清朝の「解款」制度を踏襲し、中央による「解款」制度を実施したが、1918年には再び国税と省税を分離しようと試みた。しかし、実際に国税と省税が分離されたのは、1929年の南京政府による「国地劃分」の実施であった³。南京政府は、伝統的に主力な税であった田賦と営業税を省税とし、代わりに関税・塩税・統税などの間接税を国税へと転換した。この結果、中央財政のほぼ70%以上は間接税によって充当されるようになった。

同時に、各地方単位の雑税に対する改革も大々的に推し進められた。1931年1月1日には「裁厘加税」を宣布し、地方に乱立する各名目の厘金を廃止して、中央政府の批准を得た統一規定と税率によって徴収することにした。これは地方政府の恣意的な徴税を防ぐためであったが、しかし、厘金はすでに地方の最大の税源であったため、地方政府は様々な名目をつけて、営業税や特別税を創出した。中央政府である南京政府は、1934年に「苛捐雜税令」を發布するなどして、制度外の地方税の復活に対抗した。しかし、実際には、地方政府からの財政難の訴えに配慮して、こうした現状を黙認し、地方政府を効果的に制御することは難しかった。したがって、「国地劃分」にもかかわらず、地方税は依然として国税対象の項目として課税されており、地方の国税機関が徴収した国税も地方で滞納され続けた。

南京政府が田賦と営業税を地方に割り当てたのには理由があった。田賦は現地の事情に詳しくなければ徴収が不可能で、脱税の取締りに莫大な費用がかかるからであった。営業税は新設の税金で、商人の営業実態を把握することが難しく、この新税に対する商人の反感も大きかった。予想通り、営業税の成果は極めて限られたものとなった。広東省の場合、1931年9月に広州市で営業税を導入し、毎年その徴収地域を拡大して営業税の定着に尽力したが、1937年の段階においても営業税の比重は省財政収入の1%にも満たなかった⁴。

地方政府による営業税実施の失敗と同じケースが、中央政府による所得税の試みで

あった。南京政府は、将来的には欧米の先進国と同じように、中央政府が所得税を、地方政府が営業税を主力とする財政基盤を確立しなければならないと宣言し、所得税の徴収を持続的に試みた。しかしながら、1937年に所得税を導入して以来、それは部分的に徴税されたものの、実際には空文のまま1949年の内戦終結を迎えた。

このような状況に大きな変化がおとずれたのは、中華人民共和国の成立後のことである。いわゆる1950年の「統收統支」の施行がこれに相当する。しかし、文革を経て国家の行政能力が減退したため、長期的にみれば、改革開放政策以前に省政府の財政権はすでに拡大する傾向にあったと言える⁵。とりわけ、改革開放政策以降、中央政府の安定した収入を確保するために、省政府の財政的自律権は大幅に強化された。1980年から広東省と福建省で実施された財政の定額請負制（「定額包干」）が、その代表的事例である。このような措置は、改革開放政策下の財政を、人々に「過去への回帰」と認識させるものであった。政治学者の王紹光は、1980年の財政の「非中央化」(decentralism)は、中央政府による自発的なものではなく、既存の方法によって財政を拡大させられない「改革政府の無能の所産」だと理解した。そして、中央政府の財政能力の低下は社会主義国家システムの全般的な危機を招来したと分析して、これを伝統的な中国王朝の末期的現象と評価した⁶。

こうした危機意識が現代中国で台頭した結果、民国期と類似した改革が実施された。その一例が、1994年の国税と省税を分離する分税制であり、国税局の新設であった⁷。この試みも、やはり、国民総生産に対する中央政府の掌握力を高め、地方財政の膨張を牽制するためであった。ただし、現段階においては、国民総生産に対する中央財政の比率は依然として低く、中央政府は豊かな地方政府との交渉においてしばしば譲歩する傾向にある。さらに、中央政府は、国税と共同税の脱税も防止できていない。他方、地方政府は、正規税金の徴収に手を抜く一方で、地方財政の収入源となっている「制度外課税」には力を注いでいる⁸。

中国政府は、分税制の実施に続いて、農村の税制改革をも推し進めていった。その一例である「費改税」は「收費」の撤廃と農業税率の引き上げを意味するが、この改革は民国時代におこなわれた「雑税」の整理と「裁厘加税」の実施と類似した発想である⁹。現在の中国政府も、民衆にとって有害な「雑税」をなくし、所得税を主力とする財政制度の確立を長期的に展望している。

しかし、それらを実施する際の弊害は、20世紀初頭とは何ら変わっていない。ある研究者によれば、個人単位の所得税は短期間のうちに主力な税種とは成り得ないという。現在では大きく改善されているとはいえ、中国の一人当たりのGNPは2000年で約800ドル、全人口に占める農業人口は約80%である。したがって、所得税が人口で多数を占める農民にまで広くは浸透せず、大衆税とは成り難いという。さらに問題なのは、中国人の57.3%は納税の経験がなく、所得税の定着に大きな障害となっ

ていることである¹⁰。

以上、地方を効果的に抑制する財政改革が様々な問題に直面してきた（いる）ことを紹介してきたが、報告者は、地方政府が財政と経済建設を主導することが中国の近代化にとって必ずしもマイナスにはならないと考えている。王紹光によれば、財政の分権化と地方財政の強化は、地域間の格差を広げ、中央政府による巨視的な経済調節能力を弱体化させ、同時に地方政治を中央から遠ざけていった、という。その結果、地域間の不均衡と各省内部の保護主義が生まれ、地域の経済発展が阻害されてきた¹¹。このような1990年代の中国の状況は、1920年代から1930年代にかけての「軍閥」統治下の中国を想起させる。とりわけ、1930年代の山西・広東・広西などの各省は、南京政府という中央政府を名目的には承認していたが、自らの地方財政を拡充するために、独自の経済発展プログラムを実施していた。財政面においては、中央へ送金すべき国税をほとんど地方に滞留（「截留」）していた。1930年代の「軍閥」政権は、南京政府の国家建設プログラムを模倣し——あるいは逆に中央政府が模倣する場合もあった——、地方単位による強力な経済開発政策を推進して、教育・文化事業を拡充した。1930年代に陳濟棠「軍閥」政権によって統治された広東省は、1928年から1936年にかけて道路・鉄道などのインフラを整備し、海外の先進技術と設備を導入して、経済建設を推し進めていった。しかし他方では、省内の工業を保護するため、恣意的に高い関税を設定し、保護主義的な経済・財政政策も実施していた。

中央と地方との関係は、単純なゼロサム関係では整理できない。1930年代の国家建設を例にとってみても、それは中央政府と地方政府とでは違う速度とリズムで推し進められ、それは地方間においても地域別に異なっていた。そして、そうした国家建設は、結局のところ、いずれも同様の方向性を有していたため、中央政府が権力の所在を明確にし、主導性を発揮すれば、それらはすべて中国全体の国家建設へと吸収されていくべきものであった。

<注記>

中国財政のもう一つの課題——徴税システムと非公式な課税制度——は、紙幅の都合により割愛した。

【注】

¹ 彭雨新「清末中央与各省財政關係」（『社会科学雑誌』第9巻第1期、1947年6月）53頁。

² 金子肇「中国の統一化と財政問題——「国地財政劃分」問題を中心に」（『史学研究』第179号、1989年）19頁。

³ 同上20、31-33頁。1937年には県の地方予算が部分的に作成され、1940年代には新県制の実施によって省財政と県財政が分離された（陳松光『広東之県地方財政』3頁）。

⁴ 姜彦亞『1930年代中国の中央、地方、商人：廣東省の財政と国家建設』（ソウル大学出版部、

2005年) 289頁。

- ⁵ Michel Oksenberg and James Tong, “The Evolution of Central-Provincial Fiscal Relations in China, 1971-1984 : The Formal System”, *The China Quarterly*, No. 125 (March 1991), pp. 3-5.
- ⁶ Wang Shaoguang, “Central-Local Fiscal Politics in China”, *Changing Central-Local Relations in China : Reform and State Capacity* (Boulder : Westview, 1994), p.93-4, p.108-109.
- ⁷ 鄭永年・王旭「論中央地方關係中的集權和民主問題」(『戰略与管理』 総46期, 2001年) 66-67頁。
- ⁸ Pak K. Lee, “Into the Trap of Strengthening State Capacity: China’s Tax-Assignment Reform”, *China Quarterly*, No. 164 (December 2000), p.1018, p.1024.
- ⁹ 張木生「中国公共財政的困境」(『戰略与管理』 総45期, 2001年) 103頁。
- ¹⁰ 吳雲飛「經濟体制轉軌時期個人收入分配稅收調控」(『學術季刊』 総66期, 2001年) 66頁。
- ¹¹ Wang Shaoguang, “Central-Local Fiscal Politics in China”, pp.103-4, p.107.

第3報告

「現代中国地方政治における「民意」の集約 ——地級市人民代表大会と政治協商會議に注目して」

加茂具樹
慶應義塾大学

研究目的

本研究の目的は、現代中国の地級市を中心とした地方の人民代表大会（以下、人大）や政治協商會議（以下、政協）の活動の分析をおこない、地方政治における「民意」機関の活動を明らかにすることである。具体的には、これら「民意」機関の構成員（人大代表と政協委員）が「民意」機関に提出する議案の内容分析をおこない、「民意」機関に表出される「民意」の特徴を明らかにし、また「民意」が集約されて政策となる過程を描きだそうとするものである。

本研究をおこなうにあたって筆者が調査をした地級市は江蘇省揚州市（2000年2月以来）、浙江省紹興市（2008年3月以来）、湖北省十堰市（2009年3月以来）、福建省泉州市（2001年2月以来）、貴州省貴陽市（2009年3月以来）、貴州省遵義市（2009年3月以来）と県級市の江蘇省張家港市（2009年3月以来）である（カッコ内は調査開始時期）。

研究背景

現行の中華人民共和國憲法（以下、憲法）は、その前文で党の国家に対する領導性を確認している。つづく総綱において憲法は、人大を人民が権力を行使する機関であ

るとし、党を含むあらゆる組織と個人は憲法及び法律に優越する特権を持つことはできないとしている。このことは、党が、自らが提起した政策方針を国家機関に執行させるためには（すなわち、党が国家に対する領導を実現するためには）、権力機関である人大が「党の主張を法の手続きに従って国家の意思、人民の意思に置き換え」なければならないことを意味する。

例えば党は「党管幹部」の原則を掲げ、国家機関の人事権を掌握していることを謳っている。「党管幹部」が党の国家に対する領導の要であるともいわれてきた。しかし現実には、党が国家機関の領導幹部を推薦したとしても、党が提出した推薦案を人大が採択しなければ、それは党の意思に過ぎないのである。

党は国家に対する領導を安定的に実現するために、1980年代以来、積極的に人大改革を進めてきた。同改革をつうじて党は二つのことをおこなってきた。一つには、党の主張を国家の意思に置き換える場としての政治的な権威を高めるために、人大の権力機関としての活動を活発化させることである。いま一つには、人大が党の主張を何の障害もなく国家の意思に置き換えることを保障するために、人大に対する党の領導の強化をおこなった。

党と人大との間の領導・被領導関係が可視化されるのは人大での議案の評決の結果である。党は、自らの「主張を法の手続きに従って国家の意思、人民の意思に置き換えること」をこれまでほぼ一貫して、安定的に維持されてきた。この「成功」は、一つには人大の活動が活発化して人大の権力機関としての権威も高まったからであり、いま一つには人大に対する党の領導が徹底されていたからであるといわれる。

しかし、その核心的な要因は、人大が表出する「民意」を「民意」を表出する人大代表にとって適切なものであると感じさせるような政策に党が置き換えつづけてきたからである。だから人大代表は党の領導を受け入れ、党と人大との間の領導・被領導関係は安定的に維持されてきた。こうして党は、「党の主張」が何の障害もなく「国家の意思、人民の意思に置き換える」ために、人大に表出される「民意」の集約に腐心してきた。その腐心する姿を観察することのできる場が人大であり、その姿を描き出すことが党と人大との間の領導・被領導関係を描くことになる。

暫定的結論

本研究の暫定的な結論は以下のとおりである。

- ① 地級市人大代表は、選挙区の政治エリートと経済エリートによってほぼ独占されている。
- ② 地級市人大代表の政治・経済エリートは、地級市と区・県、そして郷鎮という三つの行政級の政治・経済エリートによって構成される。

- ③ 地級市人大代表が表出する「民意」は多様である。大まかに二分するとすれば、(1)政治的・経済的な行政権限に関係する問題の解決を求めるもの（経済計画の修正、上級行政がもつ権限を下級行政に譲渡することを求めるもの、税制の変更、行政区域の変更）、(2)住民の福利厚生を改善を要求するもの（養老保険や失業保険の充実、環境汚染問題の改善、道路・公共交通網の整備など生活インフラの改善）などがある。なお司法に関連する問題の解決を要求する「民意」はなかった。
- ④ 地級市人大代表が表出する「民意」のうち、住民の福利厚生を改善を要求するものの内容は過去20年間で変化していない。20年間の変化で顕著なものは①が登場したこと。
- ⑤ 人民の意思（＝民意）と、地級市人大代表が表出する「民意」との距離を測る方法は見つけることができていない。人大代表の背景や人大代表選挙の実態を理由に、地級市人大代表が表出する「民意」は、選挙区の政治エリートや経済エリートを代表する「民意」にすぎず、地級市に居住する住民の民意との間には距離があるといわれる。
- ⑥ 地級市人大代表の人的ネットワークを可視化する必要がある。

ディスカッション<第1セッション>

司会：石塚迅（山梨大学）

石塚 それでは討論に移りたいと思います。3人の報告はそれぞれ異なる視点から中国の中央と地方の問題を扱ったものでした。私は専門外ですから大したコメントもできませんが、私の専門が憲法学ということもありまして3つほど雑ばくな印象を挙げたいと思います。

山本さんが河南省、姜さんが広東省、加茂さんは主に江蘇省揚州市を対象にして報告されました。歴史的に古い時代の、特に山本さんの報告で扱われたようなものが現代にどのようにつながっているのか。もしこういうところを現代中国と歴史学の共同研究としてできれば非常に面白いものになるのではないかと。たとえば、現代中国の様々な改革についていえば、生産請負制というものが安徽省から始まりました。村民委員会の主任選挙は吉林省や四川省から始まりました。広東省では土地所有権の譲渡の問題が議論され、それから情報公開も広東省が先駆けしました。こういったものが1930年代の地域性の問題とどのようにかかわっているのかという点が、私が興味を持った1つ目です。

2つ目は、これも山本さんが全面的にキーワードとして出しておられましたが、自治という問題です。一般に、憲法学の教科書では、地方自治には「団体自治」と「住

民自治」という概念があるなどというようにことで説明されます。団体自治は、一定の権限を持った団体が独立してさまざまな活動をおこなうことを指します。団体がどのような権限を持っているのかということです。住民自治は、そういった地方の団体が民主的に運営されているかどうかという点に着目した概念です。そうした意味では、今日の山本さんや姜さんの御報告は地方自治概念の中でも団体自治をめぐるものに位置付けることができるでしょう。加茂さんの御報告は、議会に着目したという意味では団体自治、また、自治とは完全に同一概念ではありませんが「自律」という問題になってくるのかなとも思いました。それから、加茂さんの御研究は、「民意」ということをキーワードにしている以上、人民代表大会という機関に住民がどのように自らの意思を表出していくのか、参加していくのかといった住民自治も、その視点の射程には間違いなく入っているのだらうと思いました。

3つ目は、特に姜さんの御報告で興味を持ったところですが、中間団体をどのように評価するのかという問題です。近代立憲主義は中間団体を解体するところからスタートしました。もちろん、立憲主義自体が一つのフィクションですから、解体できなかった中間団体はたくさんありました。その典型的なものは家族コミュニティです。しかし、中間団体を解体して国家と個人を向き合わせるというのが、少なくとも思想・理論としての近代立憲主義でした。ただ、この点については憲法学の中でも随分批判がありました。果たして個人はそこまで強く自立した存在なのかということで、いま日本でも中間団体を再評価しようという動きが保守派とリベラル派の双方から出てきています。保守派は、立憲主義・民主主義が中間団体を破壊することで日本の伝統が失われるという立場から、中間団体の再評価に出てきていますし、逆に、リベラルの側でも、むき出しの国家権力と個人が対峙するにはあまりにも個人が弱過ぎるということで、NGOやコミュニティといった中間団体を再評価するような動きがあります。山本さんの御報告は間違いなくその中間団体に関わる内容でしたし、姜さんはさらに踏み込んで、積極的とは言いませんが、中国の場合に限ってはむしろこの中間団体を肯定的に評価するというような表現もありました。

特に質問ということではないのですが、以上3つが私の抱いた印象ということになります。

私は別に議論を誘導するつもりはありませんので、会場からぜひ自由に質問、コメント等を出していただければと思います。いろいろな専門用語が出てきましたが、さきに言葉や事項の確認等で質問を集めたいと思います。いかがでしょうか。この図表のこの部分はどのようなのだとか、この単語の意味をもう少し詳しく説明してくださいという質問はございませんか。

サクラじゃないのですが、恐らく現代中国政治についてあまり詳しくないという方もいらっしゃると思うので、加茂さん、地級市と県級市という言葉をもっと少し説明し

ていただければありがたいのですが。

加茂 中国において市という呼称には2種類あります。行政レベルの違いです。この結果、市の下に行政レベルにも市があることになります。これは行政レベルが県と同等の市です。揚州市の場合、揚州市の下に江都市や高郵市という市があるのですが、その市は県の行政レベルの市です。これらの市は揚州市の管轄下にあります。これを県級市といいます。そして、揚州市は地級市といいます。地級市の下には区が設置されますが、県級市の下には区は設置されません。

石塚 揚州市が地級市、揚州市の下にある江都市が県級市ということになるわけですね。

中村 加茂さんへの簡単な質問です。揚州市に関する配布資料には、「党派」「非党」という欄があり、ところどころに空欄もあります。「非党」と空欄には違いがあるのでしょうか。

加茂 これは違いがあるというか、資料の記述のとおりです。党派について何も書いていないというのが空欄で、非党という表記もありました。まだこの差を明確に確認できていないので、混乱しないようにあえてそう書きました。

石塚 それ以外に言葉の問題でいかがでしょうか。ないようでしたら、報告の内容に関わるもので、コメント、意見、質問を自由に出していただければと思います。いまの段階で質問をお持ちの方はどの程度いらっしゃいますか。水羽さんと久保さんのお二人ですか。では、1問1答で、水羽さんからよろしくお願いします。

水羽 広島大学の水羽です。最初に歴史分野ということで山本さんと姜さんにお聞きます。お二人の御報告を聞いて非常に啓発されたのは、さまざまな事象をそれぞれの立場から検討され、従来は中国社会の混乱というように見られてきた中間団体の動きは、実は一定の合理性があったんだと指摘された点です。人々の暮らしを守るとか、あるいは現実に適応しながらある種の効率を実現するとか、そういう意味で、中間団体の動きは実は混乱ではなくて、ある種再評価すべき点があるのだということをお二人共に言われた。そこにあるのは、欧米のモデルを物差しとして中国社会を見てはいけないんだという理論的な背景があつての御発言だと理解しました。

そのことに非常に啓発されたというのを前提にした上で、たとえば、山本さんのお話だと、別廷芳の随分と荒っぽい動きを内部から変えていこうとする動きみたいなも

のは無かったのでしょうか。こうした民衆内部の動きを検討するという事は、史料的には非常に困難だというのは私も歴史をやっているのだからわかるんですが、たとえば、村治学院系の連中が別廷芳のもとでの村の暮らしをもっとよくしたいと……。さきほどの石塚さんのまとめでいえば、団体自治の部分で踏まえた上で住民自治の要素みたいなものが歴史の現場で発見できるかどうか、ということに私は関心があります。

同じようなことを姜さんにも質問したいんですが、労働者の手配をしたり管理する中間団体は、僕なんかの世代の教育だと、労働者を搾取するとしてもない連中で、それに対する反抗があるけれども、それが暴力でつぶされたというようなレッテルというか、固定的なイメージがあるんですが、一方でそれは一部であれ、否定できない事実だと思うんです。たとえば、姜さんが扱われた中間団体の動きに対して参加者の側から不満が発せられる、あるいは何とか変えていこうとする抵抗が見られるのか。そういう局面が見られれば教えていただきたいと思います。これは決して従来の固定的教条に戻すための質問ではなくて、より実態を知りたいという観点から質問させていただきます。

次に加茂さんの御報告についてですが、私は現代のことはよくわからないので、1つ1つの事実を御報告で教えていただき、ネットであそこまで調べられるとは全く想像できなかったもので、とにかくすごいなと思いました。素朴なところでお聞きしたいのは、非民主主義体制下における民主主義制度について考えることが加茂さんの問題関心の一つであることがスライドでも示されていましたが、建議とか議案がどの程度実施されていて、それが実施されていることに関して人大の代表たち、一般の人たちがどの程度満足しているのか、あるいはしていないのか。これも難しいとは思いますが、その辺でわかるのであれば教えていただければと思います。

石塚 久保さん、関連しますか。

久保 そうですね。

石塚 それでは、さきに久保さんから御質問を受けて、まとめてお答えいただくということにしたいと思います。

久保 3人の御報告は皆、興味深く伺ったんですが、「近現代中国の立憲主義をめぐる……」というこの大きなテーマとの距離をもう少し説明していただきたいと思います。その距離に関連すると、いま石塚さんや水羽さんが出された質問がだいたい重なってくるんだろうと思います。

山本さんと姜さんについては、団体自治という言葉で括ってもいいですが、地方統治という言葉も使われていました。地方のガバナンスの問題です。地方で統治してしまうという問題、その基礎に軍隊と財政が非常に重要な役割を果たすということははっきりしているわけです。武装力を持ち、お金を持ち、それで地方を治めていくという仕組みがあったという話をお二人ともある程度されていた面があります。それを修正するような要素、あるいはそれに対して民意の反映の中で政策が何らから転換されていく、あるいは手直しされていくような契機があったのか、なかったのかという問題がないと、立憲主義という問題が組み込みにくいという気がします。その問題が、石塚さんが言われた住民自治という話、あるいは水羽さんが言われた民衆から中間団体への異議申し立てという話になると思います。そこを少し出していただかないと、現代の人民代表大会という民意の反映システムが歴史の中である程度先行するものを持っていたのか否か、あるいは100年かけて中国の人たちがどのようにして民主主義を進めてきているのかということについての位置付けがしにくくなるのではないかと思います。

具体的に河南省の場合でいうと、1920年代に馮玉祥という人が中心になって省レベルの制度をつくっていかうとかなり努力するわけです。そうしたものがどのような形で引き継がれ、その中で河南省の西のほうでの地方自治みたいなものが可能になってくるのか、こないのか。あるいは、同じ時期に浙江省や湖南省で、省レベルで憲法を制定しています。こうした省レベルで憲法をつくって民主主義を実現しようというような、それなりの住民自治のような考え方が芽生えているものが河南省の場合にあったのか、なかったのか。あるいは広東省の場合でも、省議会のようなものがあったのか、なかったのか。あったとすれば、どんな役割を果たしたのか、果たしていなかったのか。さらに、日中戦争時期の国民参政会とか、省レベルの参議会、市や県レベルの参議会がそれぞれの地域で役割を果たしたのか、果たさなかったのか。こういう問題を出さないと立憲主義との関係の展開につながりにくいので、わかる範囲で言ってください。要するに、これは今日の議論を通じてあえて関わりという点で何かあれば出してくださいということになるかと思います。

それから、加茂さんの御報告も非常に面白かったんですが、加茂さんの御報告に関していうと、十堰の位置付けの問題があります。カンフーには2種類あって、仏教系の少林寺が日本では有名ですが、もう1つ道教系のカンフーがあって、武当山はその道場でいまでも大変たくさんの武闘学校があるところです。十堰はその武当山のすぐ隣の、元来はたいへん辺鄙なところです。そこがどうして日産と提携して全国の市場に自動車をつくるようになったのかという、その起源は実は日中戦争時期にあるんです。日中戦争時期に、日本の侵略に抵抗するために内陸部にいろいろ工業施設をつくらうということで動き出す。まずそれが最初の手掛かりとしてあって、それを手

掛かりにして1950～1960年代にかけても三線建設〔久保注：戦時に備え内陸部に軍需工業施設をつくった動き〕で非常に発展した所です。それを思い切って民需に転換するという80年代以降の転換で、十堰が日産と提携して自動車市場で展開していく。つまり中央がつくった地方なんです。これが非常に大きな特徴です。さきほどの河南省の西の山本さんが言われたような地方とは違う。中央が展開して非常に大きな力を持ち出した地方です。

だから、鑑真和尚以来の文化の香り豊かな都市の伝統がある揚州と、いわゆる中国の伝統的な地方という河南省の西と、南に開けている広東という特別な発言力を持つ地域と、それから中央がつくった地方と、4つの地域は皆それぞれに違いがあると思うので、その地域性について少し意識した形で議論していただくようなことになると思います。

石塚 せっかくですから、もう少し質問を集めたいと思います。どうぞ御自由に。

いらっしゃいませんか。では、報告者にマイクを回したいと思います。よろしくお願いします。

山本 どうもありがとうございました。民衆の内在的支持のところは、私は清水盛光さんの生成的自治という概念を使っているわけですが、民衆が生きていくことが困難になった段階で、強いリーダーが人をまとめ上げて、地域の人々の安全と財産を守っていった。そこに内在的な支持が基本的にはあった。しかし、その後の統治の展開の中で、民団を維持するための経費がかかってくる、また建設のための労働力の徴発に対する不満も一部ではありましたが、全体的にはこの地域の生存ということに対してこのリーダーは内在的な支持を得たのではないかと考えています。

暴力性の問題ですが、その暴力性を変えようと、郷村建設系の知識人が大量に投入されます。これが普通の地方の民団系のリーダーと違うところですが、この人たちは基本的に強いリーダーがどんどん開拓をおこなっていくことをサポートするような立場にいて、彼のリーダーシップをうまく活用しながら自分がやりたいことをやった。また、彼のところにいることによって、左派系の連中を保護してくれるわけです。それが別廷芳と国民党との摩擦になっていきますが、そういう意味において、こういうリーダーをうまく使いながら、自分のやりたいことをやっていたのではないかと。

馮玉祥との関係からいうと、別廷芳の前の彭兎廷という人が馮玉祥との関係で河南村治学院を創っていて、その人脈が別廷芳のほうに流れたということが極めて重要なのではないかと思います。これがなければ、地方でやっていたことに終始した可能性があります。もともとこの自衛というのは在地の宗族とか村落を基礎として積み上げてきたものですが、どこかでそれを超えるものをつくろうとした。それが県レベルの

政治共同体だった。県というものに民衆の帰属意識を集約させていこうというようにやったわけです。

別廷芳自体はそこまでやらなかったんですが、彼の思想的前任者である彭兎廷という人は、選挙をやろうとしています。在地の有力者と敵対関係になってきますから、在地からより支持を得るということで、間接選挙を導入しようとしていました。別廷芳については、彼自身が在地の有力者層というか、在地の地主層出身でかなり基盤はしっかりしているんですが、従来の宗族や村だけではなく、宛西鄉村師範とか小学校の教育に力を入れていく。そういう中で、県民というものをつくろうとしていた。県民というのは、延長していけば国民につながるような要素もあったのではないかと考えています。愛郷主義が愛国主義につながる要素、ただそこには対立もあって、国民党による愛国主義が地域の愛郷主義を押しつぶそうとするときにはそれに対抗していく。そういう別の可能性もここにはあったのではないかと考えています。

姜 広東省の歴史性と地方性については、既に注目すべき研究成果があります。オーストラリアのラ・トロープ大学の John Fitzgerald さんは、1920年代の孫文の広東政府が広東社会に対して高圧的だったことから、1930年代に入ると、その反動として「広東独立（≒分離）主義」が高まったと指摘しています。そして、それが現代とどのような関連性を有しているのかについては、カナダのダイアナ・ダリーさんが、1990年代末から広東省が南越に関する博物館を建設したり、中央政府に対する異議申し立てを徐々に強めたりしていることを理由に、広東では地域主義的傾向があらわれているのではないかと、もしかしたら広東の独立の兆候ではないかと論文で指摘したことがあります。

しかし、結果的には、中国共産党が2000年以降に反腐敗運動を強力に推し進めて、このような動きを封じ込めました。ですから、広東省に地方性や地方主義がないわけではないのですが、そのことを考える際に、同時に、中国共産党の地方に対するコントロールが強いことも念頭においておく必要があります。

つぎに、中間団体や中間層をどのように評価するのかという問題ですが、確かに国家に対する防波堤という役割も担っていたと思います。というのは、1930年代の広東省でも徴税する側が国家による徴税を拒否しようとし、納税する側も国家権力の介入による納税の引き上げに警戒心を示していたからです。私の分析結果によれば、中央と地方と納税者の三角関係のバランスは状況に応じて変化していたことが分かります。たとえば、水羽さんからのご質問に即していうと、納税者の側は中間団体に属する人かえて欲しいと要求はしても、その構造をかえて欲しいとはあまり思っていなかったようです。

最後に、久保さんからのご質問についてですが、私の場合は財政政策から中央・地方関係をみていて、立憲主義とは少し距離がありますから、ここでは立憲主義を「近代的な制度化」という言葉に置き換えながら地方政治について考えたいと思います。

1930年代の広東省の場合、財政制度の近代化が模索されていました。ただし、それは下からの一つの理想型であって、その制度化論には地方政府の願望——自分たちの軍事的財政的権限を独自に維持したい——も混じっています。たとえば、新しい徴税システムを構築するにあたって請負制度を導入しようとしても、それが上手く機能しそうにない場合には地方の論理に根ざした妥協策をとろうとします。また、中央政府が関税を統一すると、広東省は地方の輸入関税などを創出して地方産業を保護しようとしています。さらに、中央政府が中央銀行の権限を強化していくと、広東省は地方銀行の権限を強化して、地方が発行した紙幣を省内で流通させようとしています。

なお、清末の「新政」期に、中央は『各省財政説明書』をまとめて、近代的な予算の作成に取り組みました。財政制度を近代化していくためには、地方の実態を把握することが不可欠だからです。その後、北京政府も南京政府もこのような作業を実施できなかったわけですが、興味深いことに、広東省は1930年代に『広東財政』という独自の調査報告書をまとめています。ですから、広東省に財政制度の近代化という意欲があったことも事実です。

以上のことから、広東省は、地方としての権限を維持しながら省内の下からの声にも耳を傾け、しかし同時に中央政府（南京政府）と同じように財政の近代化をも目ざしていた、と総括できそうです。

加茂 質問をいただき、ありがとうございました。十堰や揚州の地域を選んだことの意味について御指摘いただき、なるほどそのように整理をすればいいのかと1つ立体的に見る視角をいただき、嬉しく思いました。なぜ私が十堰で調査ができるようになったかという、自分の学生のボーイフレンドのお母さんの友達が十堰の民政局の関係者で、そこを通じて調査をおこなってきて、民政局が出した議案を見せてもらったのがきっかけです。確かに十堰というのはすごい田舎で、そのときは武漢まで飛行機で飛んで、そこから450キロぐらい非常にきれいな上下二車線の高速道路を時速100キロ以上で5時間ぐらい飛ばして、でも非常に快適な旅でした。そういう意味で十堰というのは印象に残っています。

自分も以前、広東の人大を研究していました。広東は「人大の広東現象」というものを1990年代に起こして、広東の人大の活動が非常に先進的であるということで全国的に非常に注目され、そのモデルをいろいろな地域がまねたという経緯があります。そういう意味での広東とか、中央がつくった十堰とか、歴史ある揚州の人大の活動の背景の違いをもう少し注意深く見られるように研究していきたいと感じました。

もう1つ、人大代表が出す議案や建議の有効性についてです。議案や建議にどの程度実効性があるのかという問題ですが、これも私が非常に興味を持って研究しているところです。どのように紹介したらいいのか、書き方が非常に難しく、今日はいま報告できませんでしたが、揚州の人大代表が出す議案に対しての部門のコメントや人大での議論を見てゆくと、人大代表が出した議案によって揚州市の発展計画が随分修正されている経緯が確認されます。そういったところから、人大代表の議案が提出された後の政策の形成及び執行の過程の関連性により注目すれば、もう少し皆様に興味を持っていただける研究になるかと考えているところです。もう少しお時間をいただければと思います。

もう1つ、一般大衆と揚州市人大代表の出す議案についての関係とか、民意がどのように反映しているのかという部分については、これもおっしゃるとおりで、本当は1人1人の人大代表と大衆との間の交流の側面を調査したいのですが、「そういう政治的な調査はできません」とはっきり言われているので、今は中国の別の大学の人と共同研究をしようと思ひ、その相手を探しているところです。だいたいの方は心配して断りますし、「それは外国人の発想だろう。人大代表は民意をきちんと代表しているのだから、そこはあまり議論をしてもしょうがない」と言われます。

最後に、資料をネットで検索して、そこで議論となっている地域に実際に行って現場を見たり、いろいろな人に話を聞くという調査をやったりしても、直近の人大の活動しか研究できません。人大代表という地域のエリートが社会の中でどのような存在であるのかとか、大衆との距離感とか、それとの関連性は、やはり歴史的な部分をひっくり返してみないとわかりません。ここが現代研究や現状分析の限界です。そういう意味で、今回の中村さんが企画された歴史と現代の接続点というような会で自分が報告すると、何か非常にいいヒントをいただけるのではないかと考えている次第です。もう少しこういう会に積極的に出て自分を披露しながら、いろいろ知見をいただけたらと思っています。

石塚 時間は若干過ぎていますが、この際せつかくだからどうしても聞いておきたい等々の質問はございますか。午後の最後に総括討論という時間がございます。そのときにまた第1セッションの報告者に対しても質問を出していただければと思います。それでは、この辺りで第1セッションを終わりにしたいと思います。報告の先生方、どうもありがとうございました。

第二セッション「党と立憲主義・立憲政治」

第1報告

「中華民国憲法制定史——自由と司法をめぐる」

中村元哉
南山大学

中華民国後期（1928-1949）の国民党を中心とする政治体制（「訓政」）は、政党国家 = party-state システムとは異質であったとはいえ、表向きには国民党が政治と軍を指導する「党治」であった。それ故に、このことをもって、中華民国憲法草案（「五五憲草」）の公表（1936年）から中華民国憲法の施行（1947年）へと至る一連の憲法制定活動は、これまで「近代西洋型民主主義」¹とは異質なものとして理解されてきた。

しかし、この過程において、重要な条文上の変化が生じた。それは、「五五憲草」の自由と権利をめぐる条文が法律の留保（「法律に依らなければ～できない」）をともなっていたにもかかわらず（間接保障主義）、「中華民国憲法」では法律の留保をともなわない条文（「憲法の保障をうける」、「法律によって制限することはできない」）に変化したことである（直接保障主義）。この変化の意味を、中国近現代政治思想史において、どのように理解すればいいのだろうか。

この変化の意味は、世界におけるリベラリズム思想の変容²や新たな立憲主義の潮流³、およびアメリカを中心とする戦後世界構想を視野に入れてこそ、はじめて総合的に解明されるものである。当然に、この憲法制定活動の中心人物である孫科・張知本・呉経熊（国民党）および張君勱（国家社会党）らの憲法論を、彼らの国際情勢認識とも関連付けながら分析しなければならない。

しかし、こうした重要な課題は別の機会に全面的に論じることにして、本報告では、直接保障主義を主張し続けた張知本の自由・権利論が、「五五憲草」の作成までに、どのように展開されていたのかを分析する。その際に、張知本が想定していた自由と権利が、国民党「党治」下において、どのような司法制度によって保障されようとしていたのかという点にも注目し、間接保障主義を提起し続けた呉経熊の自由・権利論と適宜対比させていく。こうした自由と司法という普遍的課題を「党治」という特殊な中国的文脈に位置づけることによって、「五五憲草」の間接保障主義から「中華民国憲法」の直接保障主義への変化の意味の一端は浮かび上がってくるものと思われる。

張知本（1881-1976）⁴は、三民主義と五権構想——政府が立法・行政・司法の三権

以外にも監察権・考試権を加えた五権を管理し、その政府は民選から成る国民大会に責任を負う——に固執し、政治勢力としての共産党を敵視し続け、天賦人權論にも否定的であった。しかし他方で、彼は個人の自由の重要性をも訴え続け、国家権力、とりわけ軍の政治への介入を極度に警戒した⁵。こうした自由観に依拠する彼は、言論・出版・集会をはじめとする多くの自由を最大限に保障しようとするが、財産や契約といった経済的社会的不平等を引き起こしかねない自由については社会全体の利益に配慮して制限し得る、とした——ただし彼は、国家権力を無制限なものとしてはならない、とも主張していた——。この自由論は、ソ連型の社会主義やドイツ型の社会民主主義を強く意識したものであり、とりわけ労働者の権利を重視して階級対立の緩和を試みようとするものであった。

ただし、一部の自由と権利を制限し得るとはいつても、その範囲は法律ではなく憲法で明記されなければならない、自由と権利は基本的に直接保障主義によって憲法で保障されなければならない、とした。これは民国初期以来の間接保障主義の否定であり、恣意的に制定される法律によって自由と権利が蹂躪されることがないようにしたものである。つまるところ、立法権が巨大化して暴走することによって立憲主義が蝕まれることを回避し、行政権（軍権を含む）と司法権のみならず立法権の濫用をも警戒したわけである。まさに、新たな立憲主義の方向性を模索する20世紀の世界潮流の一つに合致したものであり、アメリカ合衆国憲法修正第1条をモデルとしたものであった。

ここでは彼の議会観がポイントになってくるが、（中国の憲政期のモデルとはなり得ない）ソ連のソビエトよりも（直接民主主義に近い）ドイツ・ワイマール期の「国民的議会政治」を高く評価していたこと、それ故に民選によって構成される国民大会を国家の最高権力機関と位置づけて、実質的な立法権を有する立法院をその下位に位置づけていたことだけを指摘しておく。彼は「国民大会至上主義」であり、国民党「党治」を前提としていたというよりはむしろ、民意の力を最も重視したのであった。だからこそ、この民選の国民大会に憲法解釈権をも付与したのである。こうした議会観と民衆観は、「党治」を前提としている感の強い呉経熊——国民大会を国家の最高機関とは位置づけていない——とは対照的であり、このことが直接保障主義と間接保障主義の本質的な違いであった。

以上のような自由論を展開した張知本は、それを制度的に保障する立憲主義（＝厳格な法治）を確固たるものとするためには司法の独立——司法官の地位の独立、司法官の職務の独立、司法判決の効力の独立——が肝要であり、そうした厳格な法治が地方自治に根差した憲政の土台を構築していく、とした。司法の範囲には（国民党「党治」下で一貫して争点となり続けた）司法行政を含めるとし、そうして行政権の司法行政に対する干渉を防ぐことこそが権力の均衡を真に保つことになる、と考えた。た

だし、この制度論が三権分立のイギリスやアメリカの司法制度とは本質的に異なると理解するのは早計である。なぜなら、司法の範囲に行政訴訟をも含むとした点は、フランスやドイツの制度を排除して、イギリス・アメリカ・ベルギーのそれを参照した結果であったからである。

確かに張知本は、こうした司法制度論が、憲政下において国民党の「党治」を前提とはしない、とは明言していない。司法と党・政府・軍の関係について、体系的かつ直截的には論じていない。だが、国民大会が司法院院長を選出し、その院長が司法院に属する最高法院院長を兼任し、最高法院の司法官は国民大会で選出されるとして、呉経熊とは対照的に、選出方法を明確に示した。このことと彼の「国民大会至上主義」＝民選・民意の反映を想起すれば、少なくとも呉経熊以上に、「党治」を前提としない憲政」を想定していたことになる。

以上のような自由論・司法論に支えられた張知本の直接保障主義は、従来の「三民主義の五権構想＝立憲主義の軽視＝ナショナリズムに劣位する自由と権利の保障」という中国近代政治思想史の定説に再考を迫るものである。彼の「国民大会至上主義」に基づく直接保障主義は、立憲主義をより立憲主義たらしめた、と「暫定的に」評価できよう。それはまた、「中華民国憲法」が人民共和国の社会主義型憲法とは異質だ、という評価へとも直結することになる。

しかしながら、そう断言するためには、彼の憲法論における三民主義の位置づけをさらに検討する必要がある。また、彼が高く評価していたワイマール憲法がドイツでヒトラー政権を生み出したように、民意が誤った判断を下した場合には、彼の「国民大会至上主義」の憲法論は独裁性を帯びた「全民政治」へと転換する可能性を秘めていた。この点にのみ着目すれば、人民共和国の社会主義型憲法と同質だ、という理解になるのかもしれない。

【注】

- ¹ 「近代西洋型民主主義」とは、古代ギリシアの民主主義と比較して、当初からナショナリズムに強く規定され、立憲主義の性格を帯びると同時に、リベラリズムをイデオロギー的動力源としている民主主義をさすものとされる（千葉眞『デモクラシー』岩波書店、2000年、pp.25-27）。
- ² ロシア革命後の労働権の重視、イギリスのラスキ思想、ドイツのワイマール憲法、アメリカのニューディール政策などに象徴される社会民主主義思想の広がり。
- ³ 立法権の優位によって生じるその暴走の歯止めと行政権・司法権を強化しようとする指向性。
- ⁴ 湖北省江陵县生まれ。官費留学生として日本の法政大学に留学。1911年の武昌蜂起に参加し、湖北軍政府の司法部長に。西山会議派との結びつきを尊され、広州国民政府主席汪精衛によって国民党から除籍処分をうけた。その後も、反蔣介石グループが公表した「太原約法」の起草に携わり、蔣介石とも一線を画していた。
- ⁵ 張知本のナショナリズム論と自由論の関係については、中村元哉「中華民国憲法制定史にみる自由・人権とナショナリズム——張知本の憲法論を中心に——」（『近きに在りて』53号、2008年）で考察した。

第2報告

「現代中国における言論の自由とその制度的保障」

石塚迅
山梨大学

立憲政治とは、法学者の理解でいえば、広義では、憲法に基づく政治を指し、狭義では、立憲主義、すなわち、国家権力の濫用を制約し国民の権利・自由を保障する思想あるいは仕組みを指す。立憲政治の思想と制度は、それぞれの国家や社会の状況がある一面から反映し、それをめぐる問題は法学および政治学における普遍的かつ最も重要な論点の一つであると思われる。近年、中国研究の場において、「立憲政治（立憲主義、憲政）」という語が俄然脚光を浴び始めている。その背景としては、1)中国国内において立憲政治（憲政）研究がブームとなっていること、2)東西冷戦の終結が「立憲主義」の「普遍化」・「グローバル化」といえる状況を現出させたこと、3)中華民国史研究において、1945年から1949年にかけての「憲政」模索・実施の時期の政治・社会状況、あるいは「憲政」概念そのものに研究の関心が集まっていること、という三点を指摘することができる。このような状況は、近現代中国の立憲政治（立憲主義、憲政）を立体的に把握・理解するかつてない好機をもたらしている。

憲法学者の阪口正二郎氏は、「立憲主義のグローバル化」を論じるにあたり、そこで復権している「立憲主義」とは、「権力は縛られるべきだ」という単純な発想を超えて、「権力=多数者によっても侵しえないものとしての『人権』という観念と、それを担保するための違憲審査制という装置を内容として持ったものである」と述べる。立憲主義が、「権力は縛られるもの」という考え方からスタートするものである以上、阪口氏がいう「人権」の中心は、自由権としての政治的自由、すなわち言論の自由となるはずである。

そこで、本報告では、現代中国における言論の自由の「観念」およびその保障のための制度的「装置」を検討する。それらへの検討を通じて、現代中国における立憲主義の状況、さらにいえば、そもそも立憲主義という言辞を用いて、中国の憲法・人権状況を語ることは可能なのか、について論じてみたい。

まず、言論の自由という「観念」については、中国政府・共産党、法学界、一般大衆の言論の自由観を検討する。中華人民共和国建国以降の歴代の憲法には、一貫して「言論の自由の保障」が明記されてきたにもかかわらず、中国政府・共産党は言論の自由について公式には何も語ってこなかった。中国政府・共産党の言論の自由観が公式に示されるのは、1978年以降しばしば顕在化した民主・人権要求、および民主化運動武力弾圧に対する西欧諸国や国際的な人権NGOの批判に反駁する過程において

である。法学者は、当初中国政府・共産党の「代弁者」としての役割を担わされていたが、1991年11月の「人権白書」公表を契機にして、中国政府・共産党から一定の範囲で自立の傾向を強め、今なお数は少ないが、中国政府・共産党の言論の自由観への異論も提起され始めている。

次に、言論の自由の保障のための制度的「装置」については、言論の自由関連立法、言論の自由の事後的救済、救済機関の独立性の順で検討する。1989年以降、中国政府は、『出版管理条例』、『集会行進示威法』等、様々な言論の自由関連立法を制定してきた。中国政府・共産党はこれら立法を言論の自由「保障」立法と自賛するが、西欧諸国や国際的な人権 NGO はこれら立法を言論の自由「弾圧」立法と批判する。この認識の相違をどのように理解・把握すべきなのか。これを理解・把握するカギとなるのが、おそらく、言論の自由の事後的救済制度（違憲審査制・司法審査制）、および救済機関の独立（司法の独立）という問題なのであろう。現行憲法は、「民主集中制の原則」を採用しており、（全国）人民代表大会は、行政機関、裁判機関、檢察機関を選出し、その活動を監督するという全権的な国家権力機関である。人民代表大会制度の下では、各機関相互間での業務の分業はありえても、西欧的な三権分立や「司法権の独立」を観念する余地はない。また、現行憲法は、裁判機関（人民法院）に違憲立法審査権を付与していない。現行憲法上、憲法実施の監督権限は全国人民代表大会およびその常務委員会に、憲法の解釈権限は全国人民代表大会常務委員会にそれぞれ付与されている。こうした現行憲法の国家機構についても、近年、法学者は、違憲審査制の導入や人民代表大会の権限強化を中心に、様々な制度構想を提案し始めている。

以上のような検討をふまえた上で、最後に、「立憲主義」と（中国的な?）「憲政」を等号で結ぶことができるのか、という問題を考えてみたい。

【参考文献】

- ・石塚迅『中国における言論の自由——その法思想、法理論および法制度——』（明石書店）2004年1月
- ・石塚迅「中国からみた国際秩序と正義——「中国の人権観」の15年——」『思想』（岩波書店）2007年第1号（第993号）
- ・石塚迅「現代中国の立憲主義と民主主義——人民代表大会の権限強化か違憲審査制の導入か——」『近きに在りて』第54号（2008年11月）
- ・胡平著／石塚迅訳『言論の自由と中国の民主』（現代人文社）2009年6月

ディスカッション〈第2セッション〉

司会：山本真（筑波大学）

山本 14時40分まで第2セッションの時間がございまして、25分ほど討論ができるかと存じます。1930年代から現代まで立憲主義及び言論の自由をめぐる制度的枠組みと、その制度を支える思想について、お二人から議論をしていただきました。それでは早速フロアからの質疑応答ということにしたいと思います。いかがでしょうか。

久保 お二人の論点をかみ合わせていく手掛かりということで発言します。47年憲法（1947年公布の中華民国憲法）についての議論が憲法学者の中で進んでいるような印象を持っているんですが、47年憲法に関する現代中国の憲法学者の議論はどんな特徴があるのか、また現代の人民共和国の憲法を相対化して考えるため、47年憲法を参照しながら議論しようとする志向があるのかどうか、現代の中国法学者の47年憲法論について何かコメントをいただければと思います。これは石塚さんに対する質問です。

中村さんに対しては、逆に54年憲法に対して台湾の学者や研究者などがどのような議論をしているのか。要するに、いま中国が持っている大きな憲法は、香港法の体系を別にすると、台湾で生き抜いている47年憲法、それから大陸で生きている54年憲法を修正してきているもの（ソビエト法系のもの）ですが、それぞれがどのように相対化されているかということについて、コメントをいただければと思います。

また、そうした54年憲法の制定過程自体を問題にするような研究はあるのかどうか。私の知る限りでは、新政協といわれる政治協商会議で決めた共同綱領の制定過程の研究はやや進んでいるような気がしますが、54年憲法の制定過程は、スターリン憲法を下敷きにしていること自体にいろいろな大きな問題が、要するに根本的なところの問題があるわけですが、それに関してはあまり公に議論されていないような印象を持っています。それについてお二人それぞれに議論があれば教えていただきたい。

山本 ありがとうございます。ほかに御質問があれば、さきに質問を出していただいて、後からまとめてお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

柴田 愛知学院大学の柴田と申します。今日のテーマと少しずれますが、石塚さんに質問があります。石塚さんはこのたび胡平の翻訳本を出版されましたが、それと関連する質問です。つまり、現在の共産党に、果たして、このような言論の自由を創出す

る力があるのかどうか、ということです。

私もこの3月にニューヨークで「中国民主団結聯盟」の関係者や『北京の春』の編集部の方に会って話しをしてきましたが、海外にいる民主活動家は基本的に多党制を目指しています。彼らは、現在の一党独裁体制が内部から瓦解して、共産党そのものが幾つかの政党に分断されるといったイメージを基本的に抱いているようです。しかし、本当に、中国内部からの変革によって言論の自由は実現されるのでしょうか。それとも、やはり外部の圧力によって実現されることになるのでしょうか。

三品 和歌山大学の三品です。お二方に一つずつお聞きしたいことがあります。

中村さんの報告については、張知本の憲法論が配布資料の図にイメージ化されています。この中に「×」の印があって、国民大会を重視していた張知本が国民大会に対する（国民）党のコントロールを排除しようとしていたことを示しているのだと思います。ただ、この意味が具体的にイメージできないでいます。たとえば、国民党が国民大会の議員を操作しないようにするという意味なののでしょうか。この点についてももう少し具体的に説明していただければと思います。

石塚さんの報告については、難しいところもあったのですが、非常に面白かったです。報告を通じて、当初実在していた社会主義でなければいけないということが事実上相当に緩んできていることは分かったのですが、たとえば、2005年に反日デモが起こった際に「愛国無罪」という言い方を掲げた暴動がありました。人民政府は非常に困ったと思うのですが、「愛国無罪」を掲げておこなわれる表現の自由というのは、現在の人民共和国における言論の自由の新たな可能性を示すものなのか、あるいは徐々に開放政策を推し進めてきた現在の人民共和国における言論の自由の政策的限界を示しているのか。今日の御報告の趣旨と少しずれるかもしれませんが、御意見をお聞かせ願えればと思います。

山本 ありがとうございます。では、時間の関係もございますので、お三方からの御質問について、石塚さん、中村さんから御回答をお願いいたします。

石塚 ありがとうございます。どこまで答えられるかわかりませんが、順に……。

久保さんの御質問で、47年憲法がいまの中国憲法学者にどのように評価されているかという点ですが、御存じのとおり、共産党は、政権を奪取する直前の1949年に、国民党の六法全書を廃棄するという通知を出して、それ以降、社会主義法（中華人民共和国法）と資本主義法（中華民国法）はまったく異質のものだという議論がずっとありました。しかしながら、「改革開放」、特に1990年代以降、まず民法、商法といったイデオロギー色の薄い法分野から民国法を参照しようというような流れが出て

きました。民法、商法に関しては、すでに、民法を参考にするという点について、ほとんどフリーパスの状態です。それが現在、刑法辺りまで及んできているのではないかという印象を受けます。刑法について、その具体的な内容を紹介すれば、以前の1979年刑法には、「マルクス・レーニン主義」というのがちゃんと文言の中にあったんですが、現行の1997年刑法には、「マルクス・レーニン主義」という文言はありません。反革命罪も、刑法改正で、国家安全危害罪となりました。中身は全然変わっていないんじゃないかと言われますが、とにかく名称自体は変わりました。

こうした変化は、恐らく憲法が一番最後になるのだらうと思います。政府レベルについては、以上のような状況にあると思います。

これに対して、学者レベルについてですが、学者も限定的な形でしか、47年中華民国憲法について言及していません。47年憲法を全面的に論じるというのは、やはりなかなか難しいのです。最近目にした議論では、1つは、人権保障を考えようということで、公共の福祉論、つまり、どういう場合に人権が制限されるのか。日本国憲法第13条のような形ではなくて、中華民国憲法は結構詳細に条文の中に書いてあります。その条項に着目した研究が散見されるようになってきました。だから、それは、いずれどういう場合に人権が制限されるのかという議論につながってくるのだらうと思います。

久保 中華民国憲法の第23条ですね……。

石塚 そうですね。もう1つは、中華民国憲法が、具体的に列挙する権利以外の権利も保障するんだという「剰余の権利」（中華民国憲法第22条）という発想に立っている点に着目する学者が多いです。これまでの「天賦人権」を否定する中華人民共和国憲法の考え方に立てば、憲法には、認められる権利のみが書かれていて、憲法に書かれていない権利は全部禁止されるという論理になります。中華民国憲法は禁止されるものを書く。禁止されていない限り全部認められるという全く違う発想です。学者たちは、中国の憲法論をそういった中華民国憲法の発想にできるだけ近づけたいと思っているようです。

54年憲法の制定過程についてはまだ勉強不足なので、学者たちがそれをどこまで議論しているのかわかりませんが、47年中華民国憲法の研究よりも54年中華人民共和国憲法の研究の方が、政治的な拘束がありません。何よりも、中国政府自体が54年憲法を高く評価していますし、54年憲法が制定された日を憲法記念日にしようかというような民間の動きもあるくらいですから、今後研究は進んでいくのだらうと思います。

それから、柴田さんの御質問で、海外の民主活動家は多党制を目指しているが、国

内では多党制は絶対に認められない。溝がどんどん深まって、その溝が硬直している状態でどうにもこうにもならないというのが現在の状況だというのは、おっしゃるとおりだと思います。柴田さんの方がもっと実際の様々な状況を見ておられると思いますが、私の見た限り、アメリカや国際社会の積極的関与による外部の圧力だったらまだしもですが、少なくとも、亡命者たちの海外民主化運動としての外部の圧力は、いまはあまり期待できないように思います。

内部の変革ですが、法学的な立場からいえば、ソ連や東欧諸国では、体制転換した後、司法権の独立が実現し、憲法裁判所が導入されるのですが、体制転換の直前の時期に、いくつかの国で憲法委員会というものが設置されました。全国人大にあたるソビエトの下に、憲法を専門に審査するような委員会を設けたのです。ソビエト制を前提とした話なので、三権分立にはなりません。現在、中国政府もそれぐらいならやってもいいかなというようなことにはなっています。ですから、もしかするとそれが「トロイの木馬」になる可能性はあるかもしれません。でも、やはり、それもちょっと難しいのではないかとというのが正直な印象です。

それから、三品さんの御質問ですが、「愛国無罪」という表現の出現をどう考えるのか。今日の報告では、法律のことをきちんとやろうと思いました。出版管理条例とか集会行進示威法とか。しかしながら、そうした大本になる法律はいくつかあるのですが、それより下のところがなかなかわからない。特にインターネット規制や報道規制というのは、そのほとんどが法律ではなく通達でなされていて、なかなかわからない。でも、三品さんがおっしゃるように、ああいう表現が出ること自体が、政府の言論規制の限界なのかなとは思っています。

憲法の議論からいけば、言論の内容規制は基本的にはよほどのことがない限りしてはいけな。かろうじて制限が許されるのは、集会やデモ行進のやり方、つまり言論の手段に対してです。ただ、今の中国政府はいうまでもなく言論の内容規制もしています。今後、内容規制ができなくなると、内容中立規制、つまり手段規制のみになっていきます。ただ、手段規制のみになっていくのが中国の変化の現れなのかという点については、まだなかなか即断できないというのが現時点での印象です。

ついでに、私も中村さんに質問したいのですが、図で1カ所わからないところがありました。簡単な質問です。立法による人権侵害とか、行政による人権侵害はイメージしやすいんですが、司法院からの自由・人権の侵害というのがイメージできないので、説明していただけませんか。

中村 配布資料の図をもう一度お手元に置いてください。まず三品さんからの質問にあった「党と国民大会との間にある×」の意味ですが、ある特定の政党に操作されないということの意味しています。張知本は選挙制度について詳細に論じていて、現在

の日本や欧米諸国でおこなわれているような直接・普通・平等・秘密選挙を実施することに否定的ではありませんでした。彼は、開かれた選挙制度を主張しているわけですから、この文脈からすると、国民党を前提とする選挙制度を実施して、その結果を通じて国民大会をコントロールすることを想定していなかったことになります。

三品 つまり全員無所属という意味ですか。

中村 いえ、国民党が圧力をかけた選挙制度ではない、という意味です。国民大会の代表は、もちろんどこかの政党に所属しているわけですし、その場合は国民党もあれば別の政党もあり得ます。比例代表制についても必ずしも反対という立場ではなかったと記憶しています〔中村注：職業代表制には反対の立場〕。

補足しておく、「党と政府の間にある×」は、憲政時代にはソ連のソビエトのような制度を中国で採用してはならないという彼の考え方を示しています。訓政時代は国民党の中央執行委員会が事実上政府や軍を指導しますが、そうした制度は憲政時代には廃止すべきだと主張しています。つまり、国民党中央委員会が政府を指導するという関係を断ち切る、ということです。

ついでに、石塚さんからの質問についてですが、五権構想においては司法院が政府の下に置かれていますから、行政権ないしはその裏に潜んでいる軍権が司法権を操作し、司法が軍や政府の干渉を受けて法律を恣意的に解釈してしまう可能性を遮断する必要があります。ここではそういうことを意味しているとお考え下さい。

次に、台湾が1954年の人民共和國憲法をどのように評価してきたのかという久保さんからの質問についてですが、1950～1980年代の冷戦時代にあっては、当然のことながら否定的に評価しています。その否定的な評価という意味は、石塚さんの議論でも示唆されていたように、日本国憲法でいう「公共の福祉」論の視点から憲法全体を見渡した場合、台湾の中華民国憲法のほうが具体的に規定されており、1954年以降の人民共和國憲法のほうが劣っている、といった類の議論を指します。しかし、こうした評価が憲法論としておこなわれているのか、それとも政治的な対立からおこなわれているのかは私には分かりかねます。そうなってくると、現在の台湾の法学者や歴史研究者が1954年の人民共和國憲法をどのように見ているのかも興味深い問題として浮かび上がってきますが、この点については、正直なところ、お答えできません。むしろ、この種の質問については、台湾の法学者とも交流のある石塚さんにお聞きしたいのですが……。

最後に、1954年の人民共和國憲法に関する研究状況についてですが、実は総括討論で議論できればと思って持参してきた韓大元『1954年憲法与中国憲政』（武漢大学出版社、2008年）が最新の研究成果です。韓大元はどういう方でしたか。

石塚 中国人民大学法学院の副院長です〔石塚注：中国人民大学 HP で確認したところ、院長に昇任していました〕。

中村 この方が1954年憲法について研究されています。私もきちんと読み込んでいないので、正確に紹介できませんが、結論の部分を読めると、「この1954年憲法は中国の憲政の基礎を構築する上で積極的な意義はあった。しかし、同時に、様々な教訓も与えた」と書いてあります。たとえば、「人治と法律の虚無主義」云々と否定的に書いてあり、そうした反省と教訓に立って今日の中国の憲法や憲政をどう改革すべきなのかを提言しているようです。

山本 どうでしょうか。あと2、3分あるので、さきほどの中村さんの質問に対して石塚さんが答えられるのでしたら……。

石塚 台湾の学者が54年憲法をどう評価しているのかというのは、私自身わかりません。むしろコメントしたいのは韓大元著書の方で、韓大元さんが反省と教訓に基づいているというのは、54年憲法ができた2年後に中国政府・共産党が社会主義への移行の完成を宣言して、「過渡期の総路線」を記述していた54年憲法が紙くず同然になってしまった。憲法の權威性を高めるためにどうしたらいいのかという意味での反省だと思います。

中華人民共和国建国後、54、75、78、82年に4つの憲法が出ましたが、82年憲法体制が既に30年近く続いています。それは裏を返せば鄧小平路線がそのままずっと支持されているということですが、82年憲法も4度の部分改正を経験しており、法学者の中には、この際憲法を全面改正したらいいんじゃないかという意見があります。他方で、韓大元さんみたいに、憲法を頻繁に全面改正することが憲法の軽さにつながるのだから、解釈改憲で乗り切るべきだという意見もあります。解釈改憲で乗り切るなんて、日本の憲法学者からしたらあり得ない話ですが、韓大元さんなどは解釈改憲、憲法を変えないということにこだわっている憲法学者の1人です。

もう1つ、韓大元さんがそこまで視野に入れているかどうかはわかりませんが、憲法そのものをどう考えようかということが随分議論になっています。憲法の前文とか、憲法の総綱の部分に、政策や政治がかなりたくさん記述されているから、政策が変わるたびに、憲法を変えなければいけない。その辺をもう少しすっきりしたほうがいいのではないかと。54年憲法は、憲法の前文に「いま中国は過渡期にある」と書いていました。つまり、この憲法は長持ちしませんよということを憲法に書いた。そういうことが韓大元さんの言われる反省ということになるのではないかと思います。

山本 どうもありがとうございました。時間になりましたので、第2セッションはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

第三セッション「リベラリズムとナショナリズム」

第1 報告

「リベラリズムはナショナリズムを統御できるか ——「戦国策」派の言論活動を素材として」

水羽信男
広島大学

本報告では、リベラリズムとナショナリズムとの葛藤について論じるため、「戦国策」派の議論を検討する。彼らは世界的にファシズムの「成功」に関心が高まるなか、抗戦が最も困難な局面を迎えた時期に、『戦国策』（昆明：1940.4-1941.7）および『大公報』副刊「戦国」（重慶：1941.12-1942.7）を主たる執筆の場として活動した。「戦国策」派と呼ばれる所以である。彼らは「民族至上」を掲げて現状打開のために積極的な言論活動を展開し、当時の言論界に一定の影響力を行使し得た。それは、当時の中共系の知識人が「戦国策派」の思想を国民党の独裁を理論的に支えるものと見なして、厳しい批判を展開したことに象徴的に示されている¹。

彼らの多くは20世紀初頭に生れ、その思想は清華大学や北京大学などで基礎が築かれ、欧米留学を通じて鍛練された。当時の職業もほとんどが西南聯合大学などに勤める研究者・教育者であった。「戦国策」派はルーズな組織で、同時代の観察者にも「大政治」（High Politics）の時代という情況認識以外の共通性はない、と指摘されている²。だが抗日期の昆明における最も有名なりベラル派の雑誌の一つにあげられる『今日評論』（1939.1-1941.1）は、雷海宗・林同済・王贛愚ら「戦国策」派と見なされる人物が関与していた。1945年8月以後も、「戦国策」派は北平・天津に復員し、『新路』『周論』さらには上海の『観察』などを舞台に、リベラルな言論活動を活発に展開した。筆者が「戦国策」派をリベラリストと位置づけるのは、以上の諸点に起因している³。彼らの「民族史上」のスローガンは、江沛が言うように「自由主義という核心」を包む「ベール」と言うべきであろう⁴。

「戦国策」派に関して、従来の中国における研究では、中共党員の批判の歴史を踏まえてか、極めて低い評価を与えられてきた。こうした研究動向に影響されて、日本における研究もほとんど進展していない。こうした状況を打破したのが江沛の『戦国策派思潮研究』（天津人民出版社、2001年）だった。江沛は「戦国策」派を反革命と断じるかつての研究を批判して、共産党の正統史観から離れて、事実即して「戦国策」派の思想を分析した。だが、ナショナリズムと彼らの関係を論じた最新の論考では、「彼らは民主の実現と自由の獲得が、両者のどちらを廃するわけにもいかない」と

いうことを意識していなかったようである」と批判し、彼らの知識営為も「救亡が啓蒙を圧倒する」という李沢厚のテーゼからは逃れられなかったと断じている⁵。

本報告は「戦国策」派の言論活動のなかから、特に「文化形態史観」にかかわる議論に着目して、ナショナリズムとリベラリズムの葛藤をめぐる江沛の評価について、初歩的な検討を加える。「文化形態史観」に着目するのは、それが「全面的な欧化論」ともいうべき性質のもので、「戦国策」派が強調した外来文化の積極的な摂取とそれによる中国文化の変革を目指す立論は、「東西文化論争」の主要課題に関わるものであったからである。因みに「東西文化論争」とは、1920年代から今日まで繰り返されてきた論争で、変革のために中国固有の政治・文化的諸要素を保存・活用すべきなのか、それとも欧米の文化を移植することによって、伝統的な政治・文化を止揚することこそが必要なのか、という問いをめぐるもので、ナショナリズムの対内的な現れをめぐる中国の思想史上、極めて重要な論争であった⁶。この点にかかわって坂口直樹は「戦国策」派の「文化形態史観」は、「中体西用」ではなく、「西体中用」の議論だとみなす興味深い論点を示唆している⁷。本報告は坂口の指摘にも学びつつ、「戦国策」派の議論の歴史的な意味を再検討したい。

【注】

- ¹ 胡繩「論英雄与英雄主義」『全民抗戰』148号、1940年11月30日など。
- ² 長江（范長江）「昆明教授群中の一“戦国策派”之思想」『雲南文史資料選輯』21輯、発行年記載無、201頁（原文は『開明日報』1941年1月9日に掲載された）。
- ³ 水羽信男「昆明における抗戦とリベラリズム」石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』東京大学出版会、2004年、325-327頁など。なお本報告では差し当たり「戦国策」派との用語を使用するが、聯大や雲南大学を中心とする昆明の「自由職業者のリベラリズム」のなかで、「戦国策」派を位置づける必要があると考えている。この点については水羽信男『中国近代のリベラリズム』東方書店、2007年、27-35頁およびJohn Israel, *Lianda: a Chinese University in War and Revolution*, Stanford University Press, Stanford, California, 1998などもあわせて参照されたい。
- ⁴ 江沛「自由主義と民主主義の葛藤」『近きに在りて』54号、2008年、51頁。
- ⁵ 同上、56頁。なお李嵐「戦国策派与各方論争」（桑兵ほか編『先因後創与不破不立：近代中国學術流派研究』三聯書店、2007年）の議論は、江沛以前の研究の観点に再び立ち戻っている。その意味では「戦国策」派研究はいまなお論争的な研究分野であるといえよう。
- ⁶ 齊藤哲郎『中国革命と知識人』研文出版、1998年および中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由 1945-1949』東京大学出版会、2004年などを参照のこと。
- ⁷ 坂口直樹『『戦国派』の文学と文化論』同『十五年戦争期の中国文学——国民党系文化潮流の視角から』研文出版、1996年、305頁。

第2 報告

「中国近現代史研究と現代中国——近代史認識と自由論」

中村元哉
南山大学

近年、中国において、立憲主義や憲政をめぐる研究が、さらには立憲主義と不可分な関係にあるリベラリズム思想をめぐる研究が盛んにおこなわれている。そのうち後者については、『近きに在りて』54号（2008年）の特集号「近現代中国のリベラリズム」や劉青峰ほか編『自由主義与中国近代伝統——「中国近現代思想的演變」研討会論文集（上）』（中文大学出版社，2002年），劉擎ほか編『自由主義与中国現代性思考——「中国近現代思想的演變」研討会論文集（下）』（中文大学出版社，2002年），章清『“胡適派学人群”与現代中国自由主義』（上海古籍出版社，2004年），鄭大華ほか編『西方思想在近代中国』（社会科学文献出版社，2005年），同『中国近代史上的自由主義』（社会科学文献出版社，2008年）を参照すれば、その主要な研究潮流を概観できる。そこで、ここでは立憲主義や憲政の視角をより強く意識した現代中国の自由論を簡潔に整理しておきたい。

まず確認すべきは、1980年代から現在にかけての自由論の源流の一つが文化大革命期ないし文革後の1970年代に求められる、ということである。たとえば、1979年に「言論の自由を論ず」（『沃土』特別号）を發表して「中国民主團結聯盟」の主席を務めたことのあるニューヨーク在住の胡平（石塚迅訳）『言論の自由と中国の民主』（現代人文社，2009年）を一読すれば、このことは明らかである。このような立場からすれば、現代中国の政治思想は、近代中国の知的遺産を継承していたが故に反右派闘争（1957年）によって弾圧された知識人のそれ¹とは異質なものであると理解され、反右派闘争から文革にかけての時期は近現代中国の政治思想史において大きな断絶期ということになる。

しかしながら、胡平氏は嚴復や梁啓超などの近代思想家にも言及しており、彼の自由論が近代中国で展開されていたそれと嚴然と区別できるわけでもない。やはり、現代中国は、反右派闘争から文革にかけての断絶を超越していくような歴史性をも内包しているようである。

そうなると私たちが考えるべき問題は、なぜ現代中国の知識人、とりわけ立憲主義や憲政について研究を深めつつある法学者が近代中国の知的遺産に注目しているのか、ということである。たとえば、何勤華『中国法学史（全3冊）』（法律出版社，2006年）は、張知本・王世杰・錢端升といった国民党系学者の憲法論と自由論を再評価している。杜鋼建『中国近百年人權思想』（中文大学出版社，2004年）も、沈家

本・康有為・嚴復・孫文・梁啓超・陳独秀・李大釗・馬叙倫・胡適・錢端升・馬哲民の人権思想に注目し、やはり国民党系の錢端升の政治思想を部分的に評価している²。中国近代史研究者が近現代中国の政治思想史ないし政治史の文脈において未だに「国民党系学者の自由論＝偽自由論」と認識しがちな研究環境下において、現代中国を代表する法学者たちはなぜ張知本や錢端升らを再発見し、再活用しようとしているのだろうか。

もっとも、現代中国から近代中国へというベクトルは一方的なものではない。その逆もあり得る。たとえば、体制内改革派とされる俞可平の自由論（蘭健『民主是個好東西——俞可平訪談錄』社会科学文献出版社、2006年、俞可平『思想解放与政治進步』社会科学文献出版社、2008年）は、中国近代史研究者の手によって中国近現代史のなかに定位されることがある³。したがって、立憲主義や憲政をキーワードにした場合、中国近代史研究と現代中国との双方向の結びつきはますます強まっているのかもしれない。

いずれにせよ、歴史研究が現状を理解するための一手段となることの是非を措くにしても、以上のような研究動向がある以上、私たちの当面の課題は以下の三点となってくる。このことを指摘して結びとしたい。

1. 近現代中国の憲法史・憲政史において、1954年の中華人民共和国憲法をどのように位置づけるのか。東アジアの立憲主義を研究している韓大元⁴『1954年憲法与中国憲政』（武漢大学出版社、2008年）を一つの手掛かりとして、この点を追究していく必要がある。

2. 近現代中国の立憲主義を考察するにあたり、本ワークショップでも確認されたように、中央・地方関係の歴史性と現状を解明することは重要である。たとえば、薛化元ほか『戦後台湾人権史』（国家人権紀念館籌備処、2003年）によれば、戦後台湾で中央・地方関係が再構築されていく際に、政治協商会議（1946年）で合意された「十二原則」が参照されていた。これと類似した関係性が現代中国の中央・地方関係にも見いだせるのか否か。あるいは、近代中国までの地方の独自性が現代中国の中央・地方関係にどのような影響を及ぼしているのか否か。

3. 現代中国における法学界ないし立憲主義・憲政をめぐる研究の動向をどのように把握すればいいのか。たとえば、張博樹『從五四到六四——20世紀中国專制主義批判』（晨鐘書局、2008年）、同『中国憲政改革可行性研究報告』（晨鐘書局、2008年）は、どのように位置付けられるのか。

【注】

¹ 水羽信男『中国近代のリベラリズム』（東方書店、2007年）。

² 中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由1945-49』（東京大学出版会、2004年）、同「中華民

国憲法制定史にみる自由・人権とナショナリズム——張知本の憲法論を中心に——」（『近きに在りて』53号、2008年）なども併せて参照していただければ幸いです。

³ 前掲水羽本など。

⁴ 韓大元『亜洲立憲主義研究』（中国人民公安大学出版社、2008年）など。

ディスカッション〈第3セッション〉

司会：山本真（筑波大学）

山本 このセッションは16時までということで、15分ほど討論の時間がございます。

司会としましては、水羽先生のお話をお聞きして、戦国策派が考えた新しい中国の担い手としての中国民衆への期待というのは非常に興味深く感じました。私からの質問を最初にさせていただくのは非常に恐縮ですが、彼らは個人の集積としての国家というようなイメージを持っていたのでしょうか。それとも、そこに何か中間的なものが入ってくるようなイメージを持っていたのでしょうか。たとえば孫文の場合は、個人から宗族に、それが国族に至るといようなことを言っているわけですが、彼らのそういう社会観のようなものがわかれば大変勉強になるんですが。

また中村さんからも、中央・地方のところで何か意見はないかというようなことを言っていたわけですが、きょうの文脈からいうと、愛郷主義や地域主義を下から積み上げていくことによって国民主義、ナショナリズムというものができる可能性もあったのではないかと。そのようなことについてどのようにお考えになるか。戦時期の国家的な統合の要求のために地方の自立性や自由がつぶされていくわけです。国家のために個人の自由を迫害するということは本日の私の議論ですが、地域のリーダーが地域の資源を独自に使って地域のことをやっていくという可能性も迫害されていったというのが近代中国の1つのあり方のような気がします。どのようにお考えになりますか。

すみません、司会のほうからさきに質問をしてしまいました。では、いかがでしょうか。フロアの皆さんも、どうぞ。

石塚 立憲主義と民主主義について少し補足させてください。その上で水羽さんに質問させてください。

立憲主義には多様な定義があると申しました。東大の長谷部恭男先生は立憲主義をこう定義されます。「この世には人の生き方や世界の意味について根底的に異なる価値観を抱いている人々がいることを認め、そして、それにもかかわらず、社会生活の便宜とコストを公平に分ち合う基本的な枠組みを構築することで、個人の自由な生き方と社会全体の利益に向けた理性的な審議と決定のプロセスとを実現することを目

指す立場」。つまり、生活空間を公と私の2つに分けて、私的な分野については個人が自由に価値観とか思想、信条、言論を表現してもかまわない。しかし、公的な場には、あくまでも多数決に馴染むような事柄のみを持ち込むべきだと。ですから、価値観とか信仰、善い生き方というのは多数決に馴染まない、公的な場には馴染まない。そういった公と私を分ける仕組みが立憲主義なんだという発想です。

先日の現代中国学会で、歴史学研究者の三品さんがこれを引用していたのでびっくりしたのですが、今日の私の報告の中で、この長谷部流立憲主義に言及しなかったのは、ちょっと使いにくかったということと、この立場に対しては、批判もあるんです。長谷部先生の立場によれば、私的な分野では何を言っても何を考えてもいい、しかし、公的な分野についてはそこに持ってくるものを絞る。長谷部先生の発想の根底に民主主義へのかなり大きな懐疑があるように思います。

その上で、水羽さんが紹介された、戦国策派の議論の最後の部分、「この政治運動は」というところからですが、政治運動の目的は国家の主人公になることだと。人民が国家の主人公になれば、個人主義も達成できるし、そこから集団主義にもなっていく。これを見ていると、かなり無邪気に、権力が民主化すれば、それですべての問題が解決するというようにも読めなくはないのですが、戦国策派の人たちは、民主主義の暴走とか権力の民主化の危険性をどのように把握していたのか。これが質問です。

山本 ありがとうございます。では、時間の関係もありますので、とりあえずここでお二人から御回答をいただくということによろしいでしょうか。

水羽 非常に大事な大きな質問をいただいたと思っております。しかし、その前にまず、戦国策派一覧というところで、死んだときにどこにいたのかということについて少しだけ補足しておきたいのですが、一応この表の一番右のところに1949年どこにいたのかというのを入れています。わかっている人間の範囲は結局半分ぐらいしかいませんが、そのほとんどは1949年の革命に際して大陸に留まります。これが共産党の革命に対してどういう思いを持っていたかというのはわかりませんが、少なくとも半分ぐらいは大陸に残るという形で、国民党と共に台湾に渡るという選択はしなかった。恐らく彼らの多くは大陸で死んでいくことになったのだらうと思っています。

そのことをどう見るかというのは、幾つか見方があると思いますが、1949年の革命は共産党の独裁を招来し、1957年には反右派闘争、やがて文化大革命ということになるわけですが、そうした道が必然ではなかった、と考えられるのではないかと思います。少なくともアメリカやヨーロッパへ留学し、自由を何より愛した人たちにとっても、共産党が中心となった新しい人民共和国は、信じるに足るとは言えないにしても、つまり worst よりは worse というレベルだったのかも知れないけれど

も、一応とどまるに値するということがあったんだろうと思います。そういう意味では、中国における自由主義者の流れは、大陸において人的にも思想的にも継承されてきたのではないかと考えています。確かに1957年から1970年代後半まで伏流せざるを得なかったわけですが、それは伏流であって、完全につぶされたわけではなかったというのが私のイメージです。

つぎに、石塚さんが言われたことも大きな問題だと思いますが、まず中村さんが言われた、民主主義と立憲主義の矛盾をどう考えるかということに関しては、私も本にも書きましたし、それに先行する論文でも書いたわけですが、民主主義は個の尊厳を必ずしも守るわけではない。その辺りのリベラルな諸価値と民主主義の矛盾は、日本でも考えられるし、ヨーロッパやアメリカでも考えられる。それを中国の歴史に即して考えてみたいというのが、ここしばらくの私の仕事のメインテーマでした。そういう意味でいえば、さきほど言われた、中村さんや石塚さんの仕事と問題関心を共有しているだろうと思っています。その上で、戦国策派に即してどのように考えればいいのかということに関しては、これはなかなか難しいところがあるんですが、さきほど言ったように、戦国策派を含む昆明の自由主義者ということで行くと、幾つか答えられる部分もあるかと思っています。

石塚さんのお話にも絡んでいくところになるわけですが、長谷部先生のお考えの、民主主義に対する不信感によって公が扱える部分を限定していく。そういう形で人間の尊厳を守らなければならない、生き方みたいなものを多数決で決めて個人に押し付けていくのは非常にリスクだという問題関心を、当時の昆明の自由主義者たちがどう考えたかというようなことに係わらせてゆくと、まだうまく整理できないんですが、さきほど陳銓の話をしました。民衆に期待を持っているグループと、同じ昆明の自主主義者の中でもそうじゃないグループがあります。たとえば、アメリカの民主主義だって問題があるじゃないかという議論をする。そのときにリップマンの『幻の公衆』、The Phantom Publicですか、あれが元になるんですが、民主主義は情報操作によっても左右される。それはアメリカにおいてもそうなんだ、と。そういう危機意識を持っているグループがいます。

これは山本さんの質問にも直結していくことになると思いますが、そういう人たちから見たときに、自治の範囲はどこかといったら、まず都市だと言います。都市からやらなければならない。都市だと中間層が形成され、中間団体もできていて、彼らは自治を担う条件を持っている。それに比べて農村はだめなんだ、と。農村で自治を実現すると、混乱しか起きない。そういうイメージになってくるわけです。都市というものに対して非常に肩入れをしていく。そういう議論があります。恐らくそれにはラスキなどが言っている、自治というのは都市からだというような考え方も影響しているのかもしれない。昆明の自由主義者の中でも、民衆の力に期待していくグ

ループと、同時に一方では不信感を持っているグループもいる。

個人から中間団体、そして国家へというようなことを考える見方がどのくらいあったのかというのが、まだ私はうまく言えないんですが、当時「小我」と「大我」ということがよく言われて、「小我」が暴走していくのが五四以後の中国なんだ、と。そういうむき出しのエゴイズムを何とかしなければいけないという形で、「大我」をもう一度復活させるんだというのが、昆明における自由主義者のもう1つの課題になってきて、これはいろいろな人がいろいろな形で言っています。「大我」というものがナショナリズムにつながっていき、個の自由が抑圧されるという考え方も当然成り立つわけですが、やはりそこに憲法論がかかわっていき、さきほど中村さんが話題にしてくださいました錢端升も昆明で活躍する論者の1人になっていきますし、費孝通なども憲法論を述べているので、その辺のことを合わせてもう一度整理したいと思います。答えになっていませんが、私の研究の現状の一端を紹介したところで終わらせていただければと思います。

山本 それでは時間ということで、このセッションを閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

総括討論

司会：石塚迅（山梨大学）

コメンテーター：久保亨（信州大学）

石塚 それでは、まず信州大学の久保さんから総括的なコメントをいただき、その後、今日の第1セッション、第2セッション、第3セッションの報告者に対する質問やコメント、あるいは今回のワークショップの問題意識に対する感想を自由にご議論下さい。

それでは、久保さん、よろしくお願いします。

久保 既にセッションごとに何度も発言してきましたし、まだこれからもいろいろ機会があると思うので、簡潔に発言します。

立憲主義あるいは民主主義という問題と民族主義の関係について、皆さんそれぞれに整理しながら議論していただいたとは思いますが、改めて民族主義と民主主義ないし立憲主義の関係を頭の中で整理して考えていきたい、あるいは議論していきたいという気がしました。これが第1の問題です。

もう少し具体的に言うと、孫文が遺言の中で、「中国の自由と平等を求めて奮闘してきた」と言っています。学生と一緒にこの史料を読んだとき、「中国の自由と平等とはどういうことですか」と聞かれて、なるほど「中国人」の自由と平等とは一言も言っていないということに改めて気づかされました。「中国」の自由と平等のために努力してきたんだ、そのために民衆を動員するんだ、民衆を喚起するんだと言っています。確かに民主主義とか議会主義の立場から考えると、これはとんでもない人だなという感じがします。孫文が目指したのはあくまでも国家、あるいは民族なんです。孫文の場合は、国家と民族がほとんど重なる形で意識されており、国家であり、民族である中国が国際社会の中で自由と平等を獲得することが革命の目標であると、そういっているわけです。それが二十世紀の中国で一番尊敬された革命家の遺言でした。

これは、二十一世紀に我々がグローバルな状況の中で目指すべき一人一人の人間の自由と平等を実現しようという価値観とはちょっと違っていると思います。そうした価値観からすれば、国家・民族の自由と平等というのは、その次の問題になります。立憲主義とか民主主義という考え方は、国家や民族を超えたところにある、一人一人の人間の自由と平等を追求しようという価値観に立脚していると思います。少し次元の違う問題がそれぞれにあるということについて考えたほうがいいのではないかという気がしました。

その点でいくと、地域主義とか地域自治のような地域の統治、地域を支配するとい

うところを通じての愛郷主義というようなことの積み重ねで民族主義に行く可能性があれば、山本さんの言われているような見通しは1つの可能性としてあるけれども、そうはいってもそこでの決着の付け方についてみれば、別廷芳という人物は暴力で決着を付けるというような考え方が非常に強い人です。立憲主義で決着を付けようという考え方は非常に弱い。そうすると、国家、民族のレベルでやるか、それとも地域のレベルでやるかの違いはあるけれども、基本的には毛沢東の考え方と同じだなどという感じがします。強い国家をつくるためには民主主義とか立憲主義の制度を整える必要はあまりない。とにかく強い力を持ち富んだ豊かな国家を民衆に保証すればそれが一番いい、そうすれば最終的には民衆も豊かになるはずであるというのが毛沢東の考えであり、別廷芳の考え方も、国家を地域に置き換えれば共通するのではないか。そんな気もしました。だから、価値観のところでもその辺のことを少し洗っておいたほうがいいかなというのが、第1の大きな感想です。要するに民族主義と立憲主義あるいは民主主義との関係についてもう少し整理して考えてみたいと思いました。

第2の点は、立憲主義とか民主主義というときの留意点です。今日、加茂さんが詳しく発表された人民代表大会の仕組みは、皆さん御承知のように間接主義、間接選挙で貫かれており、直接選挙とは違う。もう1つは、「民意機関」という言葉をよく使い、議会という言葉を使わない。間接選挙の積み重ねで代表を選んでいく仕組みと、民意機関という言葉を非常によく使うというのは、中国で立憲主義とか民主主義を議論するとき、注意を払うべき事情ではないかと思っています。

そういう点では、考察の対象をもう少し広げる余地もあると考えることができます。私自身、1920～1930年代の中国で民主主義の可能性があった機関として、例えば立法院にもある程度民意が反映されていたとか、あるいは全国的な実業家を集めた全国工商会議などもある程度民意を反映する機関だったとか、そういうことを分析し書いてみたことがあります。また1910～1920年代の中国の国会や省議会などが、それぞれの時期、それぞれの地域で、ある程度は民意を反映していた面も指摘されています。そういう目で見れば、問題を広く考えることもできるかもしれない。いずれにしても純然たる議会が中国で存在した時期は非常に少なかったわけですから、広い意味で民意機関という存在について考えていくことは大切であろうとは思いますが、その広い意味での民意機関と立憲主義での立法権を行使できる議会とは距離があるということについて、もう少し自覚的に議論してもいいのではないかと思います。民意機関とか人大、議会をどのように考えるか、それぞれの性格や機能について、繰り返し前提を確認しながら議論していきましょうということです。

3番目は、歴史的な視点からの話になります。いまようやく研究が盛んになってきている人民共和国の歴史ということについていえば、つい先日、6月22～24日に香港で、初めて歴史家が主体となり人民共和国の歴史の国際シンポジウムが開かれまし

た。その会議に行ってみたら、日本人が1人だけで、ずっと中国語と英語しか聞けなくて寂しかったんですが、その会議で一番一生懸命議論していたことは、1950年代の人民共和国の形成過程でした。新民主主義から、社会主義をめざす過渡期の総路線に変わっていく1940年代末～1950年代前半の話が差し当たりのテーマとして選ばれていましたが、2年後ぐらいには1950年代末～1960年代前半に話を移したい、もう一度会議を開きたいという話をしていました。そうした意味では、1950年代前半～末は研究対象として非常に重要な時期になっているとされていて、1957年あるいは1956～1957年の国際的な状況の中での中国の内外の変化をもう少し丁寧にフォローしながら、いろいろな研究を進めていく必要があると思います。

具体的に言うと、スターリン批判、東ヨーロッパでのハンガリー動乱のようないろいろな事件の中で、社会主義を始めたばかりの中国は大変な衝撃を受け、これは見直さなければいけないということで大討論が始まっていきます。その大討論の中で民主派も含めて国内の知識人たちにどンドンしゃべらせようということで、百花斉放・百家争鳴というものが出てくるわけです。その自由化した討論の中で、次の段階が今度は反右派闘争ということになります。後に毛沢東は、反右派闘争は最初から計画していたんだと言い張りますが、あれは明らかに嘘で、最初の時点で反右派闘争を計画していた人は誰もいない。史料的に確認できる限り、反右派闘争をしたほうがいいのではないかと考え出すのは1957年の3～4月です。1957年の1、2月末までは明らかになにか議論を盛んにしようということをやっていたわけです。

その、議論を盛んにしようという百花斉放・百家争鳴の段階では、いろいろな考えのリベラリストたちが思い切った意見をたくさん言っています。私が調べた範囲でも、非マルクス主義の経済学者たちがまとめた意見書を出していて、非常に面白い議論をしています。そういう人たちを全部含み込んだ形で人民共和国をつくろうという路線にある程度進んでいたわけです。それが大変な危機感の中で、引き締めの中で、反右派闘争に変わるわけです。

それが1962年に一度外され、また再び自由化されます。顧頡剛の日記を見ると、1962年の時点で「ああ、もう一度自由になれた」という言葉が出ていて、非常に面白いときがあります。顧頡剛は人民共和国を代表する歴史学者の1人です。そうすると、1962～1964年にある程度少し緩んだ時期もある。そのときもやはりリベラリストたちがいるわけです。

だから、1950年代、1960年代、1970年代を断絶させて考える必要は全くないように思われます。文革時期の議論は、やはりある程度は1950年代の議論を引き継いでおり、そうしたものを参考にして考えた人たちが李一哲の大字報などを書くわけです。

さらに言えば、1989年の「六四」のときの趙紫陽の回想録が今度出版されています。

す。早速あれを香港で買って読み始めていますが、非常に面白い。

いろいろな人が趙紫陽の下にこれを何とかしろと言ってくるんです。何とかしろと言ってくる一番の大物はやはり民主同盟の責任者だった費孝通です。費孝通は今日の水羽報告が提示した「戦国策」派の表の6人目に出てくる人です。中国の社会学者で最も有名な人ですが、この費孝通が一番怒っています。「話が違うだろう。もっとちゃんと民主化を進めるはずだったのに、こんなとんでもないことで学生を怒らせて一体何事だ」という感じで、非常に文句を言っています。それから、あのとき新聞報道でも万里と喬石の2人は趙紫陽を支持して動いたのではないかとされていました。が、実際、回想録によれば、その当時、彼ら2人も含め共産党幹部の中でも相当な大物たちが明らかに趙紫陽を支持する立場で動いています。

そうすると、広い意味でのリベラル派とか共産党の一部にはきちんと対応しようとした人々がいたという面もあるわけなので、我々がいま議論しているような人権の問題、それから立憲主義の問題、民主主義の問題は必ずしも民国期に議論が終わってしまったというようなものではない。人民共和国期にも一貫して議論できるものであり、加茂さんや石塚さんたちがやっているような、現代中国の議論と十分つなげて議論できる可能性が出てくるのではないかと思います。

長くなってすみませんでした。

石塚 ありがとうございます。立憲主義・民主主義と民族主義の問題、人大と民意の問題、それから歴史、特に1950年代研究の問題など、今日十分に議論できなかつたところや、私たちが見落としていた部分の指摘がなされました。

孫文の話の引用について、現代にもつながるところで想起したことがあります。1997年10月、1998年10月に中国はそれぞれ二つの国際人権規約を批准しました。自由権規約の中に「Nationの生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる」という条項があります。この条項の中のNationを、普通は「国民」と訳します。日本の外務省のホームページでも「国民」と訳しています。しかし、中国では「国家」と訳しています。「国家」の安全のためには緊急措置をとることができる。国際人権規約にもこう書いてあるじゃないか、天安門弾圧は何が悪いか、というような論理になってくるんだと思いますが、孫文の「中国の自由と平等を求めて」という遺言を久保さんが紹介されている中でふとそういうことを思い出していました。

自由に討論したいと思いますが、どういたしましょうか。久保さんの総括の2つ目で人大と民意の問題が出たので、加茂さんにそれにお答えしてもらおうということで、加茂さんに口火を切っていただいて進めたいと思います。

加茂 人大、民意という話に正面からお答えできるかどうかわかりませんが、今日この会議に出て、普段使っていない頭を随分と使ったなという印象があります。これまで私は現代中国政治、とくに党と人大との間の関係を研究してきました。その結果、私は人大の活動について民主主義の問題として研究してきました。ですから、石塚さんが『近きに在りて』（54号、2008年）で、中国における立憲主義と民主主義の関係について論じた文章を読んだ時にも同じような印象を持ちましたが、人大の活動を研究するには立憲主義と民主主義という2つのバランスの中で考えなければいけないのだということを非常に感じました。

もう1つ、人大研究で人大の制度改革がどういう目的でおこなわれているのか、どういう段取りでおこなわれているのかというのは、実はあまりよくわかっていません。今年が2009年ですから、地方人大の常務委員会ができてちょうど30周年です。そのキャンペーンの中で、地方人大の常務委員会の設置に関する議論が出てきています。最近の『人民日報』の記事などによると、地方人大に常務委員会をつくるという議論は、1979年が最初ではなく、1954年、1957年、1965年と既に3回もありました。すべての記事が1つの論文から引用されているので、「なぜだめになったのか」ということについては解説されていませんが、「地方人大に常務委員会を設置して立法権を与えるのは時期尚早だ」という理由からすべて却下されたようです。

また、全人大には専門委員会が設置されていますが、その専門委員会をたくさん設置しなければならないという議論がいつ出てきたのかを振り返ってみると、やはり1954年、1957年、1965年に出てきています。人大の制度設計という観点からすれば、「1950年代に何が最初に目指されていて、それがなぜだめになったのか」を検討していく必要があります。

もっと言うと、1954年や1957年の議論の焼き直しのような形で今の人大の制度設計の改革の議論が進められているので、もしかしたら、実は選挙制度も今の制度と似たようなものが1954年や1955年時点にあったのかもしれない。その意味では、現代中国政治を研究する人間からすると、今日の議論を通じて1950年代の人大議論を再検討していくことは大切なことになりそうです。

以上のような意見表明ですみません。

石塚 何かコメントを。では、水羽さん、よろしく申し上げます。

水羽 石塚さんにも他の方にもぜひ聞いてみたいと思っているのは、たとえば立憲主義の根底にあるもの、つまり個の尊厳は普遍的な価値なんだという言い方がありません。つまり西洋起源ではあるけれども、個の尊厳はやはり普遍的に守らなければいけない。それは樋口さんも言われているし、長谷部さんも言われているようだし、ある

いは井上達夫さんなども言われている。人権の持つ普遍的な価値というものが言われている。私の不勉強だと思いますが、いまだにわからないのは、ではギリギリ考えたときに、何がその普遍的な価値なのか。何を守らなければならないのか。たとえば、私の世代が思っていることと若い人が思っていることは日本の中でも一緒なのだろうかとか、わからなくなるときがあります。

具体的にお聞きしたいのは、選挙をする権利、参政権は普遍的な立憲主義の中で守らなければならない価値として想定されるのかどうか。昔、論文を書いたときに、にわか勉強で読んだサルトーリという人の論文に、「選挙とは必ずしも人民に与えられなければならない権利ではない。選挙をおこなうことによって社会混乱が起こるような地域においては、選挙はまだ早い。当面必要なことは安定した秩序であるというのは、決して民主主義を守ることと矛盾はしないのだ」という議論がありました。一般的に法学者の人たちが考えるとき、いろいろな御議論はあるだろうと思いますが、普遍的な価値として絶対に守らなければならないものは一体どういうものとして考えられているのだろうか。あるいは、どういう道筋で考えるのが正しいといま考えられているのだろうかというようなことを少し教えてもらえればと思います。これは石塚さん以外の方にも教えていただければと思います。久保さんが言われた、民主主義は民族主義を超える価値を持つと考えなければいけないということと絡んでくると思います。

もう1つは、全人大の話を加茂さんから教えてもらっていて、さきほどのいろいろな話の中で、常務委員会をつくるんだというようなことが出てきたというので、少し思い出しました。これは中村さんにもちょっとお聞きしてみたいんですが、張知本などが「国民大会を重視する」と言います。確かにそれは民主主義を守るためにということ、民主同盟の人も言うんですが、御存じのように、ある段階からやはり常務委員会をつくれということになります。国民大会は大き過ぎて機能しないのではないのか。やはり常務委員会をつくることによって実質化し、議会の役割を担うことを求めるようになる。最初は立法院と言っていたのを次第に国民大会の常務委員会という形になってくる。これは金子肇さんがやったりしている仕事ですが、張知本の中の国民大会構想みたいなのが、細かく制度設計の部分でわかるのか、あるいはわからないのかということもちょっと教えてもらえたらと思います。

中村 さきほどの加茂さんの論点を意識しながら、水羽さんの最後の御指摘に答えると、次のようになります。張知本は、国民大会を機能させるために、その閉幕中に何らかの常設機関を設置すべきだ、と主張しています。この点に着目すると、加茂さんが研究対象とされている人大の制度論と非常に近いと言えそうです。つまり、国民大会と人大はイコールで結ばれていくような可能性があるのかもしれませんが、ただ、そ

のためには、1950年代の人大研究の新たな展開を待たなければなりません。

久保 話すのを忘れたんですが、この議会の役割という点では、香港の立法会、台湾の省議会、それから市議会のレベルの話も組み合わせて議論したほうがいいだろうと思っています。つまり、中国人たちがどのようにして議会とか民意機関を動かしてきたか。関係者は皆、張知本を読んでいるはずです。あるいは張君勳や張東蓀などの話を皆読んでやっているんです。いま言ったのは皆、中国の政治思想の中で民主派、ヨーロッパの議会制度をわかって動いている人たちです。彼らの話を読んで香港の人たちも、あるいは台湾の人たちも動いているので、いまの制度設計問題とか、実際に議会制度を動かしている人たち、民意機関にかかわっている人たちは、多かれ少なかれ意識してやっているはずです。我々はそこまで視野に入れて総合的に見ていけばいいのではないかと。

そここのところで行くと、宋教仁などが早稲田に留学していたときは大正デモクラシーの時代なので、明治憲法後の初期議会の動きと大正デモクラシー、政党政治に移っていくときの経験が、宋教仁ら辛亥革命のときの議会主義者たちに対して間違いなく強い影響を与えています。これは日本の問題とかかわるわけです。

あと、これは前から言っていてまだはっきりしないのですが、中華民国の47年憲法と日本国の46年憲法がそのような相関関係にあるかということはまだ議論できていません。お互いにそれは知っていたに違いありません。だから、東アジアにおける憲法の過程ということで議論したり、立憲制度の過程ということで議論することも大事ではないかと思っていました。

中村 いま久保さんが提起された「比較の視点」については、加茂さんが研究グループを別に組織して検討されています。加茂さんたちのグループに大いに期待したいと思います。

久保 楽しみにしています。

加茂 石塚さんと、香港を研究されている倉田さんと、台湾を研究されているアジ研の竹内さんとで、それぞれ中国の人たちが議会というものをどのように制度設計しようとしていたのかについて網羅的に勉強しています。

石塚 私の場合は、水羽さんの質問はとても大きな問題なので、なかなか十分にお答えできないと思いますが、さきに忘れないうちに、実は「東アジア立憲主義研究」で博士論文を書いたのが、先ほどのセッションで中村さんが紹介された韓大元先生で

す。韓大元先生はいま中国人民大学法学院の副院長ですが〔石塚注：中国人民大学 HP で確認したところ、院長に昇任していました〕、朝鮮族ですから韓国語もできるんです。

それで、水羽先生が提起されたことはとても大きな問題です。Asian Value（アジア的価値）とか Asian Human Rights（アジア的人権観）をどのように考えるか。例えば、アジアにはグッドガバナンスがあるからそれでいいという、完全に西洋に対するオルタナティブとして Asian Value を対置する立場。それから、いずれ西洋的価値に行くけれども、ちょっといまの状況では待ってくれという、執行猶予を求めるような立場。あるいは、それは独裁の隠れ蓑、独裁者の言い訳に過ぎないから、そもそもそういう考え方は認められないという立場など、いろいろな立場があるのだらうと思います。

それが非常に難しい問題であるというのは、日本の憲法学者も、特に東西冷戦の終結以降、非西欧諸国に立憲主義が受容できるのかという問題設定の中で考え始めました。ようやく考え始めましたと言ってもいいのかもしれませんが。これまではほとんど無自覚でした。樋口先生なども、人権は普遍だ、立憲主義は普遍だという普遍主義自体が価値絶対主義・文化絶対主義ではないか、価値の押し付けではないか、文化相対主義と人権・立憲主義が究極のところ衝突するのではないかというような発想を持っています。

しかしながら、国際人権法の発展の中で、拷問はやはりだめだとか、令状を持たないで家にずかずか入っていくのはだめだというような共通意識も形成されつつあります。いくら文化相対主義だといっても、裁判を経ずにいきなり銃殺しているような国、あるいは女子割礼を強制しているような国に対して、それはその国の文化だというような人はだんだん減ってきているように思います。樋口先生などが言うギリギリの衝突回避策は、文化相対主義を認めながらも、そこにある文化から逃れたいという人には逃れるような道筋をつくっておいてあげるべきだということなののだらうと思います。もしそのために選挙が必要不可欠なものであると認識されるのであれば、恐らく選挙も普遍ということになってくるのだらうと思います。

言論の自由は、理論上では国家が存在しないところからスタートしますので普遍かもしれませんが、選挙権は国家の存在、国家の関与を前提にする権利です。言論の自由について言えば、国家は何もしなくてもいい、国家は何もしないということが言論の自由の保障ですから、普遍と言えるのかもしれません。しかし、参政権は国家の関与を前提にする以上、何らかの形で国によって違いが出るというのはやむを得ないのではないかと思います。ただ、やはり現時点では自由を保障する仕組みとして、選挙が最も多様に民意を表出できるというように神話として考えられている以上、また、それよりも優れたシステムがなかなか発見できていない以上、選挙権も普遍として考えていくべきなのかなというようなことを思ったりしています。答えになっているか

どうかわかりませんが。

地方の問題で、加茂さんや山本さんの報告を聴いていて思ったのですが、私の知り合いの憲法学者が蘇州市だったか、江蘇省だったかの法律顧問になったんです。その先生は、地方の自立よりも法制の統一という視点を重視されていて、そもそも中国は全国人大、全国人大常務委員会、国務院、地方人大、地方政府と、立法権を持っている機関が多すぎるという考えをもっていました。そういう立場の人が、江蘇省の会議に行ったときに「江蘇省の地方立法などは本当はやらないほうがいい」と言ったら、翌日から、来ないでいいと言われたそうです。そういった地方の自主性と国家の統一という問題が、あるいは法制の統一性と言ってもいいですが、今後、中国において、課題として浮上してくるようになるのではないかと思います。それも含めて、個人、集団、国家というような流れに位置する久保さんのコメントも含めて、山本さんにも一言お話しただけたらと思います。

山本 さきほど久保先生からコメントをいただいたんですが、確かに別廷芳がやろうとしたような自治は非常に暴力的な要素が強いし、私人による専制というような要素もあったと思います。彼の先達であった彭兎廷という人は選挙を通じて民衆からの合法性の獲得ということを目指すんですが、彼はそこまではやらなかった。彼は民衆の安全と経済の発展に自分の統治の合法性を求めていった。いわゆる開発独裁的な合法性というものだったのかもしれませんが。しかしながら、やはり民衆に近いところから物を考えていた。自分たちの生活の場である地域、その地域の資源をその地域の住民が使っていくんだという発想があったように思います。というのは、当時軍閥によるものすごい徴発があったわけです。そういう中で地域の資源を自分たちで使うんだと。国家や省レベルの勢力による無理な要求みたいなものから地域の住民の利益を守っていくような地域密着型の権力の存在の必要性がそこにあった。国家の無理な要求から地域の住民を守ることが地方自治の1つの重要な要素になっていたのではないかと考えています。

石塚 実は、昼食時に姜さんとしゃべっていて、姜さんが、自分の財政に関する報告は立憲主義と馴染まないと言われたので、それは違うのではないかと言いました。財政立憲主義や租税法定主義という語が、憲法学の用語として、憲法の原則としてあるんです。そもそもなぜ憲法が必要なのか。社会契約説の中で人々が少しずつ自分の財産、つまり税金を払って、自分たちの権利（自然権）を守ってもらう機構をつくる。それが近代立憲主義のスタートでした。中国に限ったことではありませんが、昔は国家が農民とか庶民を統治するために税金を徴収していた。それがある時期から、先進国では庶民が自分たちの政府をつくる、そのために税金を出すんだというような形

で、考え方が変わっていきます。納税者意識と言ってもいいですが、そして、だからこそ、自分の出している税金がどのように使われるかという情報公開が重要になります。

姜さん、そういう側面から何かもう少し一言、二言お話しただけたらと思います。

姜 納税者意識が中国でどこまで高まっているのかという点については、率直に申し上げて分かりません。2001年の『戦略と管理』という雑誌に掲載された論文によると、税金を国家に支払った経験のある人は全人口の半分しかいないということです。ですから、自分が納税者だという意識がどの程度まで普遍化しているのかについて、研究する必要があるようです。

中村 この点は我われに最も欠けていることですから、姜さん、是非お願いします。

石塚 自分の翻訳本で申し訳ありませんが、胡平さんがこんなことを言っています。「中国共産党当局は、人権とは何よりもまず生存権である、と公言する。中国の人権が大きく改善されたということを誇示する際に、中国共産党は、いつも、中国政府・共産党が十三億人を養っているということを強調する。このような論法は、反駁するに値しない。結局のところ、政府は権力機構なのであり、生産機構ではないのである。それゆえ、政府が人民に飯を食わせているというのは、まったく筋が通らない。政府が人民を養っているのではなくて、人民が政府を養っているのである。中国共産党は、歴史上前例のない巨大政府を作り上げた。明代において、官と民の比率は1:400であり、清代において、それは1:300であった。今日、共産党統治下の中国において、官と民の比率は1:36である。このことは、今日の中国人が、歴史上いかなる時期よりも、多くの官吏を養わなければならないということを表している」（胡平著／石塚迅訳『言論の自由と中国の民主』（現代人文社）2009年）。あくまでも観念上の話ですが、そういった納税者意識が、もしかすると中国の国家と個人、庶民の関係を根本から変えていく可能性は十分にあるのではないかと考えています。

加茂 納税者意識という話については、実は以前に広東の人大を事例に書いたことがあります。その理由は、広東省の一般大衆の納税者意識が高まったという研究をしばしば目にしてきたからです。これが「人大の広東現象」と表現され、グーグルなどで検索すると、「人大空白、広東現象」といった具合に大量の文章を発見できます。

たとえば、広東省の主要な橋が建設されてから既に10年経っていて、「もうそろそろ建設費を償却できたはずだ」と多くの人々が思っているのに、いまだに通行料を

取っていたため、「自分たちが払ったお金を政府は何に使っているのか」と人々が糾弾し始めました。環境保護についても同じです。中国の研究者は、経済が豊かになったから、あるいは、環境問題が深刻になったから、だから納税者意識が高まったんだ、と主張しています。

しかし、環境保護の問題に限定していうと、同様の議論が上海であるのかと問われれば、必ずしもそうではなさそうです。つまり、この納税者意識という問題を検討することは非常に面白いのですが、しかし、あらゆる要素を加味しながら、慎重に議論しなければなりません。たとえば、ポーランドで体制変更が起こった時には、環境保護の問題が深刻になり、納税者意識とは別の次元で、自分たちの政府が何をしているのかという疑念が生じていました。納税者意識プラス α の部分が面白いキーワードになるのではないかと感じています。

姜 やはり、社会科学と歴史学の方法論の違いも少し意識しておく必要がありそうです。中国は広い国で、ハーバード大学に留学して西洋を直接体験した知識人もいれば、自分の村から一步も出たことのない老人まで、多様な階層に分かれます。ですから、いまの中国の現象やこれからの変革の方向性をどのように考えるのかは、研究者によって異なってくると思います。

歴史研究者の立場からすると、1つの事例を特殊化するのではなく、その時代の大きな流れを意識しながら、それを定位し直すことが大切です。これまでに議論されてきた国家主義、民族主義、資本主義の問題ももちろんそうなのですが、たとえば、地域主義が民族主義や国家主義とぶつかるようなことも起こり得ますし、各階層の利益とも衝突する可能性が多分にあります。

事実、1930年代のコメの関税を例にとると、広東省の利害は上海のそれとは大きく異なっていました。広東省は東南アジアから最も多くのコメを輸入していた地域で、上海は広東省に対して国内米を最も多く売っていた地域でした。上海は、「国内でコメを生産している農民を保護するために輸入を制限すべきだ」という世論を喚起するために、「広東は国産米を食べずに、外国米を消費している」という民族主義的なレトリックに訴えかけながら、広東を非難するわけです。それに対して広東省は、「東南アジアから輸入しているコメは東南アジアの華人が生産したコメであり、そもそも華人は中国人ではないか。だから、広東省は中国産のコメを食べているんだ」と反論しています。

いま挙げたのは一例にしすぎませんが、他にも類似の現象が様々にあります。ですから、歴史の大きな時代潮流のなかで、ある一つの事例を検討し直していくことが必要であり、そうした時に、私たちは本当にそれを構造的に把握し、一般化し得るかどうか、という気がします。

久保 さきほどお昼にお話ししたのは『コモン・センス』のことでした。アメリカの独立革命のとき、民主主義を訴えていくきっかけになった問題の一つは税金の話であり、トマス・ペインが『コモン・センス』で展開した独立により自由と民主主義を、という主張の基礎にも、納税者には発言権が保障されなければならないという考えがありました。そういう点では民主主義と財政はやはり関係するし、いま言われたように民族主義の概念がいろいろなところで使われることも確かだし、今日話されたことをいろいろな組み合わせで考えていく価値があるだろうと思いました。

こんなに長い時間討論できたのは久しぶりで、申し訳ありませんが、私ももういいかげん疲れて、今日1日の討論をずっと支えてくれた南山大学の中村さんと職員の皆さんには改めてお礼をしなければいけないと思います。本当にありがとうございました。

(文責：中村元哉)

近現代中国の立憲主義をめぐる政治・社会・思想情勢



趣旨説明（中村元哉センター研究員）



会場の様子



第1セッションの様子



第2セッションの様子



第3セッションの様子



総括コメント：久保亨氏（信州大学）